

第4編

公正な知的財産社会の実現

第1章 知的財産フレンドリー社会基盤の形成

第2章 国内・外の知的財産保護の強化

第3章 国民に対する知識財産認識の向上

第1章 知的財産フレンドリー社会基盤の形成

第1節 知的財産専門人材の養成

1. 知的財産権に強い大学(院)人材の養成

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 ソン・シギョン
産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・イキ

イ. 大学(院)における知識財産の講座

1) 推進背景及び概要

核心特許、即ち、金となる特許の創出は研究者の創意的な能力のみならず、特許に関わる事前調査を通じた特許戦略樹立により、成否が左右される。ますます増加されている国内企業に対する海外先進企業と、パテントトロールの特許訴訟などは、特許事前調査と適切な特許戦略樹立により、最小化することができる。したがって該当技術分野の専門知識と特許活用能力を備えた研究者と特許専門人材の養成が必要な状況である。

2006年から本格的に工学及び自然科学系列大学(院)生のための特許教育を推進し、2010年には、未来有望知的財産権創出分野である医薬、デザイン関連まで知的財産教育を拡散した。

2) 推進内容及び成果

大学(院)特許教育の活性化のため、理工系大学(院)に特許科目を正規課程として開設し、大学(院)生の特許に対する関心を高めると同時に、特許制度全般に関する講演だけでなく特許検索及び明細書作成などの実習も実施した。

2010年大学特許正規科目は49の大学に137の講座が開設され、7,295人が受講した。大学院は13つの大学院に27講座が開設され、814人が受講した。受講した学生は全部で8,316人であり、2009年の受講生6,955人に比べて1,361人が増加した。

一方、大学の1講座当たり学生数は2009年の56.7人から54.4人に減少した。大学院の場合、2009の33.0人から、30.1人と減少し、実習中心の講義に適切するよう環境が改善された。

<表Ⅳ-1-1> 大学知財教育の支援状況

区分	大学			大学院		
	2008	2009	2010	2008	2009	2010
大学数	40	46	49	6	10	13
講座数	93	111	138	15	20	27
講座履修 学生数(人)	4,775	6,295	7,502	506	660	814
1講座当たりの学生数(人)	51.3	56.7	54.4	33.7	33.0	30.1

2010年度にパイロット推進をした医薬、デザイン系列大学(院)の知財教育の場合、医薬系列では2の大学の5の講座に97人が受講し、デザイン系列は、7の大学の7の講座に379人が受講して知財権教育に関する関心が高まっていることが分かった。

核心特許創出のための理工系学生の能力向上のため、大学院及び理工系学部用の教材である「特許の理解」を開発し、事例中心の実務的な教育強化のため、機械・金属・建設、化学・生命、電気・電子の3つの専門の「専攻別の知財事例教材」を発刊した。

3) 評価及び発展方向

大学(院)の特許講座は、2006年本格実施されて以来、量・質ともに持続的に成長している。学部の講座は2006年44講座から2010年138講座へと3.1倍に増加し、大学院の

講座は2006年2講座から2009年27講座へと13.5倍に増加した。

これからは、教養授業または、理論中心の基本的な内容より一歩進み、キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、デザイン権公募展と連携した実務中心の実習型教育を強化して、多様な教育過程に対する学生の要求と実務的人材を望む企業の要求を合わせる必要がある。また、大学の自律的な知識財産教育を誘導するために、知識財産専門教授採用を支援して、工学認証プログラムに特許科目を含むように奨励する計画である。

<表IV-1-2> 2010年1学期の学部及び大学院における講座開設運営支援の状況

区分	学校名	講座名
大学	江陵原州大(江陵)	科学技術と知識財産
	江陵原州大(原州)	科学技術と知識財産
	江原大学校	機構メカニズム
		機構メカニズム
		発明学概論
		発明学概論
	建陽大学校	発明と特許
		発明と特許
		発明と特許
	慶尚大学校	力学
		生物生産機械学1及び実習
	慶熙大学校	特許と知的財産権
		特許と知的財産権
	公州大学校	発明と特許A
		発明と特許A
発明と特許A		

	発明と特許A
	発明と特許A
	発明と特許A
	発明と特許A
国民大学校	無線通信
大津大学校	知識財産権の理解 1
東国大学校	技術創造と特許
東西大学校	発明と特許
	発明と特許
木原大学校	特許と法令
ソウル大学校	特許と技術移転
ソウル産業大学校	科学技術と知識財産権
ソウル市立大学校	発明と特許
ソウル女子大学校	知識財産権
	知識財産権
ソウォン大学校	飲み物特許技術応用創業論
淑明女子大学校	知的財産権1
	インターネットと法
順天郷大学校	知識財産の理解
	知識財産の理解
	知識財産の理解
亜洲大学校	知識財産権の理解 1
	建築工学総合設計及び実習
	建築技術士
又石大学校	知識財産権の理解
円光大学校	科学技術と知識財産

		知識財産権基礎
梨花女子大学校		コンピュータ工学基礎設計
		コンピュータ工学基礎設計
仁荷大学校		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
全南大学校		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
全北大学校		知識財産権と技術移転
全州大学校		製造工程管理
済州大学校		発明と特許
		科学技術と知識財産
忠南大学校		工学法制
		工学法制
		工学法制
		医薬バイオ特許法
忠北大学校		特許と商標
浦項工科大学教		知識財産権
韓国技術教育大学校		科学技術と知識財産
韓東大学校		ギャップストーン設計2
ハンバツ大学校		知識財産権
漢陽大学校		特許法の理解（利害）

		知的財産法
	湖西大学校	ベンチャー知識財産の活用
		ベンチャー知識財産の活用
大学院	高麗大学校	特許と情報分析
		知識経営論
	ソウル大学校	特許と情報分析
		研究者のための技術管理と事業化
	亜洲大学校	特許と情報分析
	延世大学校	特許と情報分析
	漢陽大学校(ソウル)	特許と情報分析
	漢陽大学校(エリカ)	特許と情報分析
	KAIST (大徳)	特許分析と発明出願A
		特許分析と発明出願B
	ソウル市立大	発明と特許
	忠南大学校	医薬バイオ トウコボプトウンノン
	嶺南大学校	インターネットシステム特講
	KAIST (ホンヌン)	知的財産権と国際取引
系	36大学/11大学院	学部71講座/大学院14講座

<表IV-1-3> 2010年2学期の学部及び大学院における講座開設運営支援の状況

区分	学校名	講座名
大学	江原大学校(三陟)	機構メカニズム
	江原大学校(春川)	発明学概論
	慶尚大学校	生物産業機械実務2
		固体力学

キョンウオン大学校	デザイン知識財産権セミナー
慶熙大学校	特許と知的財産権
	特許と知的財産権
公州大学校	発明と特許B
	発明と特許B
	創意的工学設計
	特許及び文献収集練習
国民大学校	私製同行セミナー
	私製同行セミナー
金烏工大	発明特許概論
大邱大学校	知識財産権
	知識財産権
大津大学校	知識財産権の理解2
東国大学校	技術創造と特許
東国大学校(慶州)	工学法制
東西大学校	発明と特許
釜山経済大学校	デザインと知識財産権利化
ソウル大学校	特許と技術移転
ソウル女子大学校	知識財産権
	知識財産権
ソウォン大学校	特許商品開発
世明大学校	特許と環境新技術
水原大学校	知識財産権の理解
淑明女子大学校	知的財産権2
亜洲大学校	知識財産権の理解2
	知識財産権の理解2

	亜細亜大学	知識財産論
	ヨンドン大学	デザイン及び商標法
		特許英語2
	円光大学	科学技術と知識財産
		知識財産権基礎
	梨花女子大学	知的財産権管理
	仁川大学	産業財産権
	仁荷大学	科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
	全南大学	科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
		科学技術と知識財産
	全北大学	知識財産権と技術移転II
	全州大学	製造情報システム
	済州大学	デザインと知識財産
		発明と特許
	朝鮮大学	デザイン マネジメント
	中央大学	特許と電子出願II
		デザインプロジェクト経営
	忠南大学	工学法制
		工学法制

		工学法制
		医薬バイオ特許法
	忠北大学校	特許と商標
	浦項工科大学教	知識財産権
	韓国技術教育大学校	工学設計と特許
	漢南大学校	国際商品特許管理
	韓東大学校	ギャップストーン設計2
	漢陽大学校	特許法の理解
		知的財産法
	湖西大学校	ベンチャー知識財産の活用
		特許と知識財産
大学院	高麗大学校	特許と情報分析II
	ソウル大学校	特許と情報分析
		研究者のための技術管理と事業化
	亜洲大学校	特許と情報分析
	亜洲大学校	新薬開発と知的財産権
	延世大学校	特許と情報分析
	漢陽大学校(ソウル)	特許と情報分析
	漢陽大学校(エリカ)	特許と情報分析
	KAIST (大徳)	特許分析と発明出願A
		特許分析と発明出願B
	忠南大学校	医薬バイオ知識財産権
	浦項工科大学教	特許と情報分析
光州科学技術院	特許概論	
系	40大学/10大学院	学部67講座/大学院13講座

ロ．全国創意大学発明大会の開催

1) 推進背景及び概要

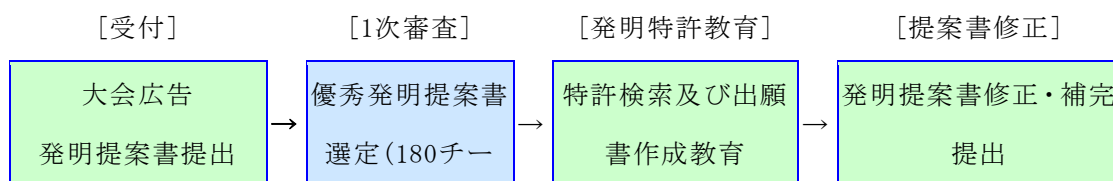
知財戦争時代に勝利することができるように、特定分野に対する工学知識を整えた上、創造力と知財能力を備えた人材が必要である。学生が工学知識を基に技術課題について創意的な解決方を講じる過程、知財と連携した研究計画樹立及び発明の事業化など、R&D過程を総合的に経験すると、研究開発人材、青年企業人財として能力を育てることに大きく役に立つものである。

このような認識の下で、知財に強い創意的な発明人材の養成過程として、大学生の優秀な発明を創出・発掘して権利化・事業化を支援するための過程として、大学生を対象に発明大会を開催している。2002年から続いた大会として、学部生及び発明クラブ中心の「全国大学発明大会」と、2009年開催された大学院生中心の「大学IPオーシャン公募展」を発展的に統合し、2010年には「2010大学創意発明大会」を開催した。

この大会は、大学生が発明アイデアを発明提案書で提出した後、教育と研究を經ち発明を完成して発明内容を特許出願書形式の書面と試作品で作成・提出する「発明研究部門」と、卒業作品や論文など研究成果を特許出願書形式の書面と試作品で作成・提出する「発明特許部門」などの2部門で進行した。また、大会の波及力拡大と成功的な開催のために韓国科学技術団体総連合会、韓国科学創意財団と大会を共同主催して、大韓機械学会などの7個の工学専門学会が大会の後援機関として参加した。

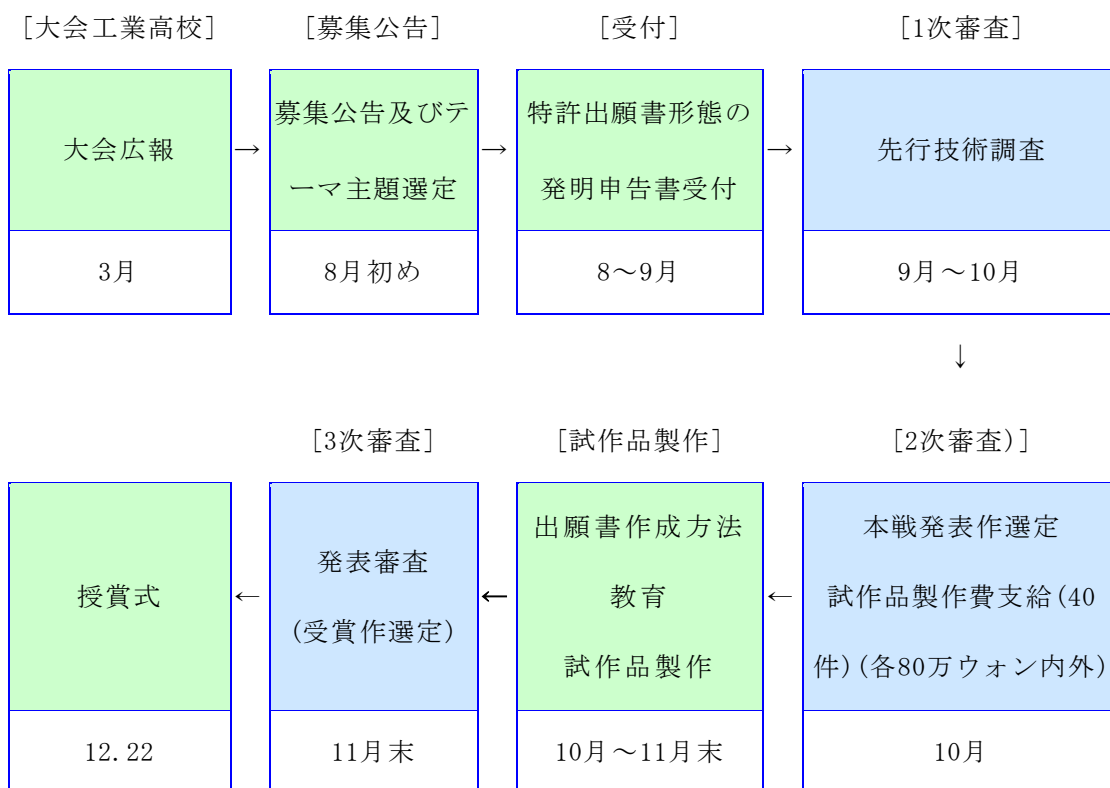
<図IV-1-1>大会の細部プロセス

【発明研究部門】





【発明特許部門】



<表IV-1-4>授賞内訳

区分		発明研究文門	発明特許部門
チーム/ 個人	大賞(国務総理)	1チーム(700万ウォン)	
	最優秀賞 (知識経済部長官、教育 科学部長官、科総会長)	6チーム(各500万ウォン)	
	優秀賞(特許庁長)	4チーム(各300万ウォン)	4チーム(各300万ウォン)
	奨励賞(学会長)	6チーム(各100万ウォン)	6チーム(各100万ウォン)
	計	27チーム(7,300万ウォン)	
指導 教授	指導教授賞(特許庁賞)	7人(各200万ウォン)	
団体	最優秀発明クラブ賞 (科学創意財団理事長)	1個(300万ウォン)	
	優秀発明クラブ賞 (科学創意財団理事長)	2個(各200万ウォン)	
	奨励賞 (韓国発明振興会長)	7個(各100万ウォン)	
	計	10個(計1,400万ウォン)	
総計		44個(計10,100万ウォン)	

大会受賞者には、大賞の場合、国際発明展に出品を支援して、優秀作品は特許出願費用、技術移転、事業化などを支援する。また、大会参加発明から発生した知財権を発明者より大学に継承して、大学は権利を行使し、または移転する場合、職務発明に準ずる補償をすることを原則とするものの、発明者や大学が同意しない場合は発明者の所有とする。

2) 推進内容及び成果

2010年の大会には計120の大学、1,990件が出品され、2009に比べて申請件数が105%増加した。優秀発明27件を選定して授賞したが、大賞は「機能性室外機コイルを適用したヒットポンプ」を出品した忠州大学校チョ・ヨンファン・ソン・ナギョンチームが受賞した。

団体賞の最優秀発明クラブ賞は、成均館大学校発明クラブ「奇想天外」が受賞した。

<表IV-1-5> 大学創意発明大会の出品現状

区分	2009			2010			
	発明大会	IPオーシャ ン公募店	計	発明研究部 門	発明特許部 門	計	増加率
申込件 数	633	334	967	1,187	803	1,990	105.8%
参加大 学	65	54	85	97	83	120	41.2%

<表IV-1-7> 大学創意発明大会の団体賞受賞作の現状

賞	学校名	クラブ名
最優秀発明クラブ賞	成均館大学校	奇想天外
優秀発明クラブ賞	ヨンドン大学校	APOS
	KAIST	KAINOVATOR
最優秀発明クラブ賞	崇実大学校	風車
	延世大学校	延世アイデア研究会
	金烏工科大学教	亀甲船神話
	ソウル産業大学校	発明開発研究会
	仁荷大学校	アイデアバンク
	梨花女子大学校	柔らかい脳

	淑明女子大学校	とんでもない人々
--	---------	----------

＜表Ⅳ－1－8＞大学創意発明大会の指導教授賞の受賞者現状

賞	指導した作品名	氏名	学校	専門
大賞	機能性室外機コイルを適用したヒットポンプ	ジョン・チャンドク	忠州大学校	機械工学科
最優秀	原形柱を上昇下降して人に従いながら感知撮影する保安用カメラ	カン・チョルグ	建国大学校	機械工学部
最優秀	障害児童のリハビリ訓練のための遊び治療用だるま松葉杖	アン・ドクヒョン	仁済大学校	物理治療学科
最優秀	非直線タイムラインマー	ザン・ジェソック	韓国科学技術院	デジタル文化コンテンツ工学科
最優秀	Ball Seaway	ウ・ぐあんジュン	檀国大学校	電気?電子工学科
最優秀	棚型旅行用カバン	ユ・ブミ	祥明大学校	産業デザイン科
最優秀	LCD基盤のマルチタッチタブレットインターフェース提供システム及びその方法	金ジン	建国大学校	新技術融合学科

＜図Ⅳ－1－2＞2010大学創意発明大会の受賞作

				
機能性室外機コイルを適用したヒットポンプ	原形柱を上昇下降して人に従いながら感知撮影する保安用カメラ	障害児童のリハビリ訓練のための遊び治療用だるま松葉杖	非直線 (直選) タイムラインマー	Ball Seaway

3) 評価及び発展方向

2010年大学創意発明大会を通じて大学発明活動の底辺を拡大し、大会の規模を拡張した。また、学生がR&Dの全周期を経験できるようにすることによって知財に関する知識を習い、創意的な発明能力の向上に多く貢献したとの審査委員などの評価があった。今後には、事業化が可能な水準の発明創出がさらに多く創出されるようにして、受賞者と優秀発明に対する事後管理体制を強化し、優秀発明の事業化が促進されるようにするなど、大会の質的水準を高めなければならない。

ハ. 知的財産教授養成プログラムの運営(T3 : Teaching The Teacher)

1) 推進背景及び概要

大学では、知的財産に関する素養を設けるための教育は学生だけではなく、教授においても必要である。教授は、特に理科系教授は、知的財産に関する理解を基に教える知的財産教育者だけではなく、科学技術研究の最前線の研究開発者でもある。

大学に開設された知財講座は、ほとんど特許庁の支援により、弁理士などの特許関連専門家によって講義が行っている。これは多くの理工系大学で専門分野と融合して知識財産教育を実施できる教授がない、または不足するためである。また、教授が研究開発に立ち向かう場合、知財に基づいた研究戦略を樹立・進行してこそ、金になる強い特許権を創出するなどの成果を極大化することができるが、このために研究教授は、知財に対する基本的な素養と能力を整える必要がある。

したがって教授の知財能力向上のために理工系教授を中心教育対象とする知識財産教授教育プログラム(T3:Teaching The Teachers)を設けて施行した。

2) 推進成果及び内容

大学教授が教育過程を修了した後、これを教育や研究に活用することができるよ

うに段階別・分野別の教育プログラムを用意して、実際講義に適用することができるように事例中心の教育を実施した。

教育に参加しにくい教授の便宜のために大学に直接訪ねて講義するプログラム、中間試験期間や夏休みを利用した短期集中教育プログラム、また、深化学習のための海外深化プログラムを運営した。

また、知財教育に対する認識の向上と知財 이슈の伝播のために大韓機械学会など、3つの工学専門学会と協力して学会の定期学術大会に知財セッションを開設し、イシューとなる分野の特許動向と研究戦略を発表して、知財講義を実施した。

2008年最初に始めたこの教育過程に、知財教育の必要性を認識した教授の参加が増加して、2010年には2009年220人に比べて34%が増加した294人の教授が一つ以上の教育過程に参加して修了した。また、成果について調査結果、教育履修後に現業（講義・研究過程）に活用した結果である現業適用度は、79.08点、教育過程満足度は、92.31点となった。

<表IV-1-9> 大学知的財産教授教育の現状

区分	主要内容	2008		2009		2010	
		大学	人数	大学	人数	大学	人数
訪ねる教育 (週一回2時間、8回)	特許制度、明細書作成 など	2	17	4	36	6	47
短期集中教育 (過程別2泊3日)	知財権入門、特許明細 書作成など	28	112	55	174	78	238
海外深化教育	先進国特許制度な ど	2	4	8	10	6	9
合計		32	133	56	220	81	294

＜表Ⅳ－1－10＞大学知的財産教授教育のプログラム

訪ねる教育	短期集中教育	海外深化教育
<ul style="list-style-type: none"> ・地域別大学訪問教育により需要者便宜性向上 ・知的財産権に対する興味誘導 ・大学名(6大学):漢陽大、仁荷大、江原大/翰林大、昌原大/昌原専門大 ・2010.4月～6月 	<ul style="list-style-type: none"> ・教授の知財能力向上及び特許活用能力強化 ・過程名 <ul style="list-style-type: none"> -上半期(知識財産権入門、特許情報調査入門、デザイン・商標入門) -下半期(特許明細書作成入門、特許技術価値評価) -夏季(特許明細書作成、特許情報調査、デザイン過程) -冬季(創意的研究開発技法) ・2010年4月、8月、10月、12月4回 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国特許制も教育 ・優秀受講教授及び知的財産権教授を選抜 ・教授教育参加モチベーションの誘発

＜表Ⅳ－1－11＞学会学術大会の知財セッションの開設現状

区分	主題名	対象	日付	場所	参加 因数	主要内容
大韓電気学会	夏季学術大会 (知識財産セッション)	学会参加教授 及び研究員	2010. 7. 15	釜山ベクスコ	61人	知識財産とSmart Grid 技術
韓国工業化学会	夏季学術大会 (知識財産セッション)	学会参加教授 及び研究員	2010. 10. 28	大田コンベンションセンター	56人	知識財産と自動車用2 次電池技術
大韓機械学会	夏季学術大会 (知識財産セッション)	学会参加教授 及び研究員	2010. 11. 4	済州コンベンションセンター	27人	知識財産とインホイール駆動システム
計(人数)						144

3) 評価及び発展方向

教授を対象とする知的財産教育プログラムに参加する教授が持続的に増加しており、学生を対象とする知的財産講義への必要性を認識した教授は高い関心と情熱を持ち、教育に参加して知識財産講座を開設するなど、教育過程運営の成果が現れている。しかし量的な規模では、まだ不十分な点が多い。韓国の理工系教授19,755人の1.5%に過ぎない294人が教授教育プログラムを修了するなど、教育修了率は相当少ない。

さらに多くの教授が教育に参加するためには、知財に対する認識を広く拡散できる方針が必要で、特許庁主導の教育プログラム運営のみでは、限界があり、大学自主的に教育を行うのが望ましい。

現在のプログラムは、レベル別、専攻別にプログラムを体系化・多様化して教授が簡単に参加することができるようにして、学会との協力を拡大して知財に対する認識向上を図る必要がある。また、知財教授の間のネットワーク構築を推進して知財教育に対する情報と教案共有、研究活動活性化などを行えばさらに効果的と思う。

<図IV-1-3> 教育現場の写真(夏季短期集中過程)



二．知識財産専門学位過程運営

1) 推進背景及び概要

国内・外の知財訴訟に効果的に対応して、R&D・技術投資などを知的財産権と融合させて金になる強い特許、源泉特許を獲得するなどの役割を行える知財専門人材を、企業、社会では必要としている。知財専門人材は工学に基づく、知財に対する法学的な能力、会社の経営戦略を活用できる経営学的な能力を整えなければならない。このような人材を養成するためには、大学院レベルで相違的な学問間の融合教育を実施しなければならない。しかし既存の法大教育などの大学教育過程では、このような人材の養成が困難であり、政府より、大学院知財専門人材養成過程を支援することになった。

2009年の知財専門学位過程の運営大学としてKAISTと弘益大学校を選定した。2010年に財政支援を通じて両大学より、知財専門学位過程を運営するようにして本格的に知財専門人材の養成を始めた。

2) 推進内容及び成果

2010年KAISTで40人、弘益大学校で42人の入学生を選抜して修士学位過程の知財専門学位過程教育を開始し、学術大会を開催するなど知財関連研究活動も併行した。

＜表IV－1－12＞知的財産専門学位課程の運営現状

大学	学位名称	授業の形態	授業の年限	単位	登録人数
KAIST	工学修士 (知財権法専門)	週末過程	2年(6学期) 1年3学期	33単位	2010年40人

弘益大	知識財産学修士 (MIP) (Master of IP)	週間 (平日夜間 、週末昼 間)	2年 (4学期)	24単位	2010年42人
-----	------------------------------------	---------------------------	-------------	------	----------

3) 評価及び発展方向

知財専門学位過程は、知財分野で国内最初に工学、法学、経営学など融合教育を実施しており、この過程を修了した専門人材は、特許戦略の樹立、特許紛争への戦略的対応、知財の創出及び活用など企業と国家の知財競争力強化に核心的な役割をすると期待される。大学別に特性化された過程を開発して社会で必要とする教育を実施するなど同学位過程の早期定着のため活発な活動が必要な時期である。

2. 企業・大学間の新しい産・学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 書記官 ジョン・スンチョル
産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 ソン・シギョン

イ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

1) 概要

キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、特許教育に対する大学の関心向上及び実用的な特許教育を拡大し、企業が必要としている特許に強いエンジニアを育成し、創意的なアイデアを発掘するために推進された。企業は問題出題、審査、賞金を負担し、大学は指導教授と共に、企業が出題した問題について未来獲得戦略を提示し、特許庁は大会の運営を支援する。このように、キャンパス特許戦略ユニバーシアードは企業、大学、政府の実質的な産・学・官の協力事例である。そして、企業が大学のアイデアを採択して企業経営に適用することは、企業内部に限られていたR&Dから果敢に脱皮し、外部の技術やアイデアを積極的に活用し、内部の革新につなげる開放型革新(O

pen Innovation)の事例といえる。

イ)コンテスト部門

キャンパス特許戦略ユニバーシードコンテスト部門は特許戦略樹立部門、専攻技術調査部門の2つの部門がある。特許戦略樹立部門は細部的な技術テーマに対して国内外の特許を分析し、研究開発戦略及び特許獲得方向を樹立することである。先行技術調査部門は産業別の仮想の出願書又は発明要約書に対して関連した先行技術を調査した後、特許可能性を判断し、又は出願書を補正又は作成することである。

ロ)参加資格

国内の理工系大学(院)生を対象に、特許戦略樹立部門は3名以内のチーム又は個人で参加し、指導教官1人が参加しなければならない。先行技術調査部門は個人で参加する。

ハ)審査手続

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で行われる。書類審査は申請資格、推薦書(参加確認書)の確認など基礎審査を行い、書面審査では企業が提出された答案を審査基準に従って受賞者数の3倍程度を選抜する。発表審査は書面審査で選抜された人を対象に、彼らが作成した論文を発表させて最終順位を決める。最終審査では企業が推薦した最優秀学生を大賞にし、特許庁長賞以上の上位の賞を選定する。

ニ)審査基準

審査基準はコンテスト部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価を進める。先行技術調査部門の書面審査基準は先行技術検索、請求の範囲の作成・補正を中心に細部評価指標を定め、特許戦略樹立部門は先行特許調査及び分析、特許戦略樹立を評価項目として評価指標を定めた。

＜表Ⅳ－1－13＞コンテスト部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	細部内容
先行技術調査部門	先行技術検索	先行技術調査の達成度	効果的な検索方法を使ったのか、先行技術調査結果の達成度など
		検索先行技術の適正性	検索先行技術の問題出題意図との整合性
	請求の範囲の作成・補正	請求の範囲作成・補正の適正性	最も広い独立項作成、適切な従属項の使用など
		特許要件関連意見の妥当性	新規性及び進歩性などに関する説得力のある意見開陳ができたか。
特許戦略樹立部門	先行特許調査及び分析など	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業の動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量、定性分析)など	主要技術に対する先行特許調査など細部モジュール別、国家別、出願人別の分類など 核心・基盤特許の導出
		核心特許の導出、選別、分析など	主要特許検索の程度、選別・分析の適正性など
	特許戦略の樹立など	未来技術開発の方向・戦略など提示	未来技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など
技術獲得戦略樹立の具体性・適正性など		核心特許確保のための特許戦略の提示など、 回避(空白)技術の設計方策など 独自開発、外部導入戦略などの判断 短期、中・長期開発の判断など	

＜表Ⅳ－1－14＞コンテスト部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	細部内容
先行技術調査部門	学生答案	先行技術検索など	先行技術調査達成度の程度 検索先行技術の適正性など
		請求の範囲の作成・補正など	請求の範囲作成の適正性 特許要件判断の適正性など
	企業成果	問題解決に対する貢献度	問題出題の目的・意図の整合性など 該当産業分野などに対する波及効果の程度など
		発展可能性など	今後研究課題として採択される可能性など 実務適用計画など
特許戦略樹	先行特許調査及び分析	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業の動向分析の適正性
	先行特許調査(定量・定性分析)など	先行特許調査(定量・定性分析)など	主要技術に対する先行特許調査など 細部モジュール別、国家別、出願人別の分類など 核心・基盤特許の導出など

立部門	など	核心特許の導出、選別、分析など	重要特許検索の程度、選別・分析の適正性など
	特許戦略樹立など	未来技術開発の方向・戦略など提示	未来技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など
		技術獲得戦略樹立の具体性・適正性など	核心特許確保のための特許戦略の提示など 回避(空白)技術の設計方案など 独自開発、外部導入戦略など判断 短期、中・長期開発の判断など
	特許分析と戦略樹立(回避設計)間の論理的な連携性など		

ホ)2010年授賞内訳

2010年キャンパス特許戦略ユニバーシアードでは特許戦略樹立部門で特許庁長賞以上の上位賞に学生6チーム、指導教官5人を選定し、後援企業優秀賞は20チーム、後援企業奨励賞は46チームを選定し、合計72チームを選定した。先行技術調査部門では特許庁長賞以上の上位賞に4人、後援企業優秀賞に20人、後援企業奨励賞40名など合計64人を選定した。団体賞として最優秀賞はKAIST、最多応募大学として仁河大が受賞した。授賞式には、大学の総長、企業のCEOなどの約270人を含め、計550人が参加して情熱的かつ挑戦的に努力した受賞者に激励した。また、晩餐会では澁刺な参加大学生の受賞コメントが行った。

<表IV-1-15>2010年授賞内訳

区分	特許戦略樹立		先行技術調査
	学生	指導教官	
知識経済部長官賞	1千万ウォン (1チーム)	5百万ウォン (1人)	3百万ウォン (1人)
韓国工学翰林院会長賞	1千万ウォン (1チーム)	5百万ウォン (1人)	-
特許庁長賞	各8百万ウォン (4チーム)	各5百万ウォン (4人)	各2百万ウォン (3人)
企業賞	後援企業優秀賞 各6百万ウォン (20チーム)	-	各1百万ウォン (20人)
	後援企業奨励賞 各2百万ウォン (46チーム)	-	各50万ウォン (40人)
団体賞	最多応募大学 最多受賞大学	1千万ウォン(1大学)	

へ)2010年の主要日程

2010年キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、2010年2月24日の公告を始めに、申請書の受付、論文提出、審査の順に進められた。

<表IV-1-16>2010年の細部推進日程

区分	細部内容	2010年の日程
公告・受付	大会公告	2.24
	参加申請書の受付	2.24~3.31
先行技術 調査部門	問題公告	5.4
	答案提出	5.4~5.19
	基礎・書面・発表・最終審査など	5.20~7.23
特許戦略 樹立部門	論文提出	8.25
	基礎・書面・発表・最終審査など	8.26~10.29
授賞式		12.1

2) 推進実績及び結果

イ) 電子・電気、造船機械金属、化学生命など3つの分野に43社が参加

特許戦略ユニバーシアード参加企業は、初年である2008年にサムスン電子、LG電子、Hyundai・Kia自動車など21の企業が参加した。2009年度は2008年の参加企業以外にも15企業が参加し、計36企業が参加した。2010年度には、企業銀行、ETRIなどに拡大され、参加機関が計43機関となった。受賞者に就職インセンティブを与える企業も2008年度にLG電子、サムスン重工業などの14企業から2009年度には23の企業、2010年度には21企業が参加した。

<図IV-1-4>2010年キャンパス特許戦略ユニバシアードの参加企業(43社)

三星電子、ジュウソンエンジニアリング、韓火石油化学、現代起亜自動車、湖南石油化学、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、POSCO、三星SDI、現代製鉄、hynix、(株)シルترون、SKエネルギー、現代重工業、大宇造船海洋、三星重工業、現代三湖重工業、韓進重工業、現代尾浦造船、STX造船海洋、SLS造船、デソン造船、(株)トップエンジニアリング、LG生命科学、三星電気、三星精密化学、ソウル半導体、(株)パンテック、緑十字、日進素材産業、イントゥロメディク、三星コニン精密ガラス、コオロンインドストゥリ(株)、ADPエンジニアリング、LS電線、IBK企業銀行、韓国機械研究院、KIST、韓国化学研究員、ETRI、韓国生命工学研究院、韓国標準科学研究所

* 受賞者就職優待企業(21個企業):ジュウソンエンジニアリング、韓火石油化学、湖南石油化学、LG電子、LGディスプレイ、LG化学、現代製鉄、シルترون(株)、トップエンジニアリング、ソウル半導体、日進素材産業、イントゥロメディク、コオロンインドストゥリ(株)、ADPエンジニアリング、LS電線、現代重工業、大宇造船海洋、三星重工業、韓進重工業、S TX造船海洋、IBK企業銀行

ロ)参加状況

大学の積極的な参加で、2008年度に68の大学から2,050チームが参加を申し込み、2009年には32.7%増加した80の大学、2,720チームが参加し、2010年には37.2%増加した97の大学、3,731チームが参加した。そのうち、64の大学から1,483チームが論文を提出し、このうち35大学の136チームを受賞者として選定した。大学別の参加チームは、ソウル大が15チーム、KAISTが47チーム、仁荷大14チーム、成均館大7チームチームの順であった。

<表IV-1-17>部門別の受賞状況

区分	特許戦略樹立		先行技術調査		合計	
	大学	チーム(人)	大学	人	大学	チーム(人)
参加申込	82	1,103 (2,758)	78	2,628	97	3,731 (5,386)
論文提出	54	258	59	1,225	64	1,483
発表審査	46	130	28	148	48	278
受賞者	31	72(197)	21	64	35	136(261)

ハ)2010年の問題(テーマ)状況

2010年度には、化石代替エネルギー及び環境分野の太陽電池、燃料電池に関するテーマと半導体関連の問題が出題された。今年初めて参加する金融関連分野には、スマートフォン決裁分野技術に関する問題が出題され、先端分野や近い未来に市場性が大きい分野と関連された問題が出題された。

ニ) 大学別の受賞者状況

2010年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードで受賞者を出した大学は35大学(135チーム、261人)である。大学別の受賞者をみると、KAISTが14チーム、ソウル大が15チーム、檀国大が5チーム、仁荷大が14チーム、慶熙大が6チームの順であり、最多受賞大学賞はKAIST、最多応募大学賞は仁荷大が受賞した。

<表Ⅳ-1-18> 最多受賞大学及び最多応募大学の順位

順番	最多受賞大学		最多応募大学	
	大学名	点数	大学名	点数
1	KAIST	26	仁荷大	401
2	ソウル大	19.5	延世大	120
3	檀国大	13.5	漢陽大	108
4	仁荷大	13	ソウル産業大	90
5	慶熙大	13	ソウル大	79

※最多応募大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の答案提出学生数×1.0) + (特許戦略樹立部門論文提出チーム数×3.0)

* 書面審査で失格処理された水準以下の答案(論文)は提出実績に反映しない。

※最多受賞大学賞の選定基準

(先行技術調査部門受賞チーム数×1.0) + (特許戦略樹立部門受賞チーム数×3.0)
 * (上位賞受賞チーム数×1.5) + (優秀賞受賞チーム数×1.0) + (奨励賞受賞チーム数×0.5)
 * 上位賞: 知識経済部長官賞、工学翰林院会長賞、特許庁長賞

3) 評価及び発展方向

2010年キャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生は、大会について肯定的に評価した。後援機関は、本大会の趣旨について「大学生の特許教育趣旨」(26.1%)よりは「創意的なアイデア発掘」(73.9%)を本大会の趣旨として選び、同大会が企業に実質的な役に立ったと答えた。参加学生は、大会を通じて特許の重要性を分かり、特許戦略を立ちながら未来技術発展を予測する経験ができたと評価した。受賞者の中の67%は、本大会への参加が就職に实际的に役に立ったと回答するなど大会の参加主体の全体がキャンパス特許戦略ユニバーシアードの現在及び未来に対して楽観的な評価をした。

ロ. 2010年国際デザイン権公募展

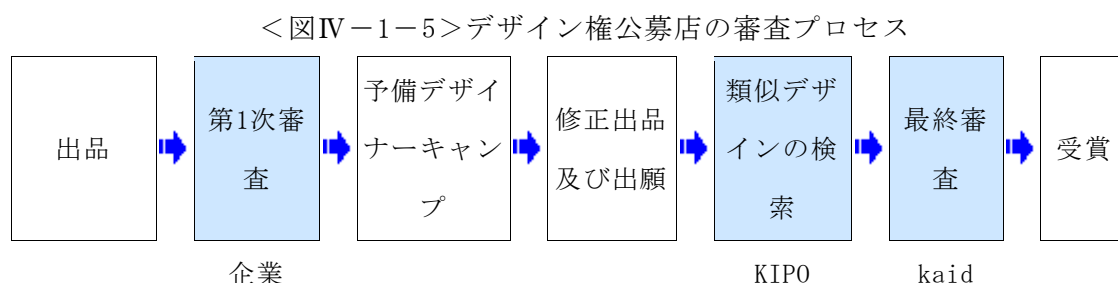
1) 推進背景及び概要

デザイン公募展はデザイン権に対する認識を高めることで国家産業競争力を強化することを目的として、2006年大学生デザイン公募展(Design & Right)から始まった。2008年その対象と方法を画期的に変え、デザイン公募展(Design Right Fair)に変更し、韓国貿易協会と共同開催して輸出企業のデザインを支援している。2008年より、出品資格を大学生で一般人まで拡大し、2010年には外国人も出品しており、外国企業も参加できるようにして、作品の多様性を高めた。

数多い他のデザイン公募展は、各企業の広報とともに安い費用で優秀なデザインとアイデアを得ようとするのが目的であるため、出品者の全ての知的財産権は主催側に

引き渡され、出品者は所定の賞金だけ受け取るのが現実であった。しかし、デザイン権公募展は出品作のデザイン権などの知財権を創作者(デザイナー)が所有し、デザイン権を媒介にして企業と出品者(デザイナー)をつなぐことで皆に利益を与えるオープンイノベーションであるということが最も大きな特徴である。

この公募展は新しいデザインが必要な物品を企業が提示すると、デザイナーはこの物品のデザインを出品する方式で進行される。企業の第1次審査を通過したデザイナーは予備デザイナーキャンプに参加して企業デザイナーと意見交換をしながらデザイン権に対する所定の教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーは本人デザインの問題点を修正し、最終出品する一方、自らデザイン登録出願を終えることとなる。特許庁の類似デザイン検索が終われば、韓国産業デザイナー協会(kaid)所属デザイン教授で構成された審査委員団が最終受賞作を選定し、この過程で企業の意見を最大限反映する。企業が受賞作を商品化する場合、受賞者と企業はライセンス契約を締結して受賞者は、製品売上にともなうロイヤリティーを受けることとなる。



2) 推進内容及び成果

2010国際デザイン権公募展では、36企業(LG電子、起亜自動車など)が公募物品を提示して578点が出品され、国民大、東西大などの9大学の34人が出品した26点が受賞作に選ばれた。大賞である知識経済部長官賞は、C-motechが提示した「使用者便宜性を考慮したUSB」部門に「マルチポートUSBモデム」を出品した国民大ユ・インシク、チョン・ソヨン氏が受賞した。金賞である特許庁長賞は、デザインモールが提示した「近未来シルバー世代のための杖デザイン」部門に「二番目の耳になるツエ」を出品した

東西大チョン・ジェクァン氏が受賞した。また、他の金賞の韓国貿易協会賞はMAAD STUDIOが提示した「カップルジュエリー」部門に「DARRING」を出品した弘益大イ・コンウ、ユ・ギョンミン氏が受賞した。受賞作は「2010年12月2日から5日までCOEXで開催された知財統合展示会に展示され、多くの反応を受けた。

<図IV-1-6> 2010年大賞及び金賞受賞作



マルチポート USB モデム

(知識経済部長官賞)



二番目の耳になるツエ

(特許庁長賞)



DARRING

(韓国貿易協会賞)

3) 評価及び発展方向

2010年の受賞作26点の中、5点について参加企業が受賞者にライセンスを提案し、受賞者34人の中20人(58.8%)は「創業や技術取引等を通して受賞作を積極的に事業化したい」と明らかにするなど、参加企業と受賞者が受賞作の事業化に関心を現わした。しかし体系的な事業化支援の方針不足により、実際ライセンス契約は、1件のみ締結されるなど、受賞作の事業化需要を実績に誘導することができない実情である。

2011年には「デザインIP創出・活用の実戦機会」として「デザイナーのデザインを企業が事業化する」との意味を強調するために事業名称を「D2B(design-to-business)デザイン展」に変更する予定である。また、受賞作の事業化を積極支援するために参加企業と受賞者の交渉を特許庁が仲裁する予定であり、受賞作の著作権規定を整備して受賞者と参加企業皆に受賞作事業化の動機を与える計画である。参加企業が事業化を保留した受賞作の場合、共同主催である韓国貿易協会と毎日経済新聞社を通じて斬新なデザインが必要な国内優秀中小企業が事業化することができるように広報する予定である。

<表IV-1-19>2010年国際デザイン権公募展の受賞者の状況

* 9大学、受賞作26作品(35人)選定

区分		受賞者		
		企業	学校	名前
大賞	知識経済部長官賞	C-motech	国民大	ユ・インシク、ジョン・ソヨン
	特許庁長賞	デザインモール	東西大	チョン・ジェクアン
金賞	貿易協会長賞	MAAD studio	弘益大	イ・コンウ, ユ・ギョンミン
	デザイン振興院長賞	毎日産業	建国大	ヤン・チュンギユ
銀賞	産業界デザイナー協会長賞	クッスン堂	牧園大	ホン・ジョンウン、ビョン・ジン
		熊津コーウェイ	国民大	チン・ホヨン
		LG電子	国民大	イ・オジン・ジャン・ハンミン
CEO賞		慶喜	国民大	カン・ジョンヒョン
		クッスン堂	東西大	キム・インヨン
		グリーンチャイルド	東西大	ヤン・ジョンア
		キム・ヒョンソンデザイン研究所	国民大	イ・ソンズ

	NOTHINGデザイングループ	弘益大	グ・ソンモ
	デザインモール	東西大	ジョン・ソンミン
	デザインストーム	ドンミョン大	イ・スンヨン、イ・スヨン
	ムリム交易	国民大	ソ・ボルム
	AK	啓明大	イ・ユンヒ
	イドンデザイン	檀国大	チャン・ハンヨン、サゴン・ウンヨン
	コダースデザイン	国民大	ウン・ウンゼ
	クリームボックス	(一般)	イ・スンフン、キム・トホン
	テジュ照明研究所	仁済大	キム・ミョンジン、イ・ハンヨル
	テハメカトロニクス	東西大	キム・テフン
	ポシス	牧園大	ビョン・ジイン
	ヘンナム磁器	東西大	チャン・ソンチョル
	Delco	国民大	イ・ジェヨン
	Iso-tech	国民大	バク・デサン、イ・ソコ
	MAAD studio	(一般)	ソン・ジョンヨン

計(参加者受賞者)

指導教授賞		国民大	ジョン・ドソン
		東西大	コ・ジョンウク
		弘益大	イ・ドンテ
団体賞	最多応募大学	国民大	
	最多受賞大学	東西大*	

合計

* 最多受賞大学である国民大が重複授与を固辞して次上位大学の東西大が受賞

＜表Ⅳ－1－20＞参加企業が提案した公募物品の品目

No.	企業名	物品名
1	ゴクァンUVC	DUCデザイン天井材
2	ギョンヒ	小型家電製品プラスチック外形デザイン、TVデザイン
3	クッスン堂	迷夢マッコリ
4	グリーンチャイルド	正六面体教育玩具遊び用品装飾品
5	起亜自動車	ソウル(車名)
6	キム・ヒョンソンデザイン 研究所	Community shelter
7	Nothingデザイングループ	生活用品、文具類、事務用品、環境デザイン、都市デザイン
8	デザインモール	近未来シルバー世代のためのツエデザイン提案
9	デザインストーム	武侠ロボットキャラクターデザイン
10	毎日産業	ヘドゥレントン、LEDスタンド照明灯
11	武林交易	移動式お手洗い(1～2人用)外観デザイン
12	三菱エレベーター	EleVator Car Interior Design
13	サターンバース	浴室Item, 浴室Interior Design
14	アモーレパシフィック	ラネージュスライディングファクト構造改善提案
15	AK	ルナファウンダーション
16	エネックス	食卓
17	余命僻地	僻地
18	熊津コーウェイ	浄水器/浄水器使用性改善及び提案
19	イドンデザイン	文具類
20	(株) ミルテク	食物処理器
21	コダースデザイン	組立型机デザイン
22	クラウン製菓	Eco Package

23	クリームボックス	乳児洞知能開発及び感性増進のためのアナログ型玩具
24	テジュ照明研究所	照明器具
25	テハメカトロニクス	新概念運動器具
26	ポシス	寄宿舍用世帯
27	ヘンナム磁器	陶磁器食器類
28	C-motech	USB Data Modem
29	Iso-tech	レーザー血糖測定機
30	JS&F	テディベアー関連商品
31	LG電子	Solar Energyを利用した公共場所活用提案
32	MAAD studio	カップルジュエリー(カップル指輪カップルネックレス)
33	MoVon	ブルートゥース無線通信技術を活用した通信及び音響機器
34	(日本)Delco	体温計(電子体温計含む)
35	(日本)dIVe	アメ及び仁丹種類ケース包装方法デザイン
36	(日本)gokden	Tapeホルダー

3. 企業の知的財産専門人材の養成及びインフラ構築

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 カン・ヒョンホ

イ. 推進背景及び概要

最近、知的財産紛争の増加、知的財産を基盤としたビジネスモデルの登場などにより、ますます知的財産業務が高度化・専門化されている。また、知的財産がライセンス収益、商品市場競争などに活用されるとともに、企業を食べさせる核心資産と認識されている。これによって、専門化されている知識財産業務を円滑に行う専門人材

の養成する必要性が高まっている。しかし現実を見ると、一部大企業を除いたほとんどの国内企業の知的財産人材基盤は、劣悪な状況で急変している知的財産環境に適切に対処できない実情である。2010年に行った知的財産活動に関するアンケート調査によると、知的財産専門組織を保有している企業の比率は8.4%に過ぎないと調査された。また、専門人材を保有している企業の比率も32%程度で低い水準であることが分かった⁴³。特に、資金と人材が不足する中小企業の場合、知的財産紛争にそのまま露出されており、知的財産専門人材基盤の構築が至急な状況である。したがって、特許庁では企業の知的財産専門人材を体系的に養成して企業の知的財産能力を高めることができるように企業の知的財産専門人材の養成及びインフラ構築のため、政策を樹立・推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 企業知識財産職務教育過程運営

企業内の知的財産実務人材を体系的に養成するため、受講者の知的財産水準により教育過程を、専門人材養成過程、高級職務教育過程で区分した。専門人材養成過程は、企業内の特許管理、調査分析などを単独で行うことができる人材を対象に電気・電子分野、化学・生命分野、機械・金属分野別に区分して国・英文明細書、海外拒絶理由・OA(Office Action)対応などの過程として運営した。また、高級職務教育過程は、米国特許出願戦略、米国訴訟及び紛争事例、ライセンス契約及び国際交渉戦略などで運営した。

<表IV-1-21> 企業知的財産職務教育過程の現状

区分	教育内容	受講生数
専門人材	・分野別(電機電子/化学生命/機械金属)国英文明細書作成、海外OA対応など(9の過程)	175人

⁴³ 2010年知識財産活動実態調査、2010. 特許庁

高級職務	・米国特許出願戦略、米国紛争事例、ライセンス契約及び国際交渉戦略(3の過程)	63人
計	12の過程	238人

2009年より、本格的に運営された企業知的財産職務教育過程は、企業人材の水準により、段階別教育過程で区分・実施することによって企業の知的財産能力強化及び専門性向上に寄与した。また、事例分析などの実務中心の教育内容で参加教育成の講義満足度が非常に高かった。また、現業に貢献できる企業対象の知的財産教育過程として位置づけている。

2) 国際知的財産実務人材養成過程の運営

企業の海外出願及び訴訟能力向上のため、企業内の知的財産人材を海外現地ローファームに一定期間派遣して外国の知的財産制度及び訴訟手続きなどの教育過程を履修するようにする国際知的財産実務人材養成事業を実施した。

2009年に続き2010年にも韓国企業らが特許出願及び紛争が頻繁な米国を派遣国家に定めて米国Finnegan & Hendersonローファームを教育機関で選定して教育過程を運営した。2010年には計10人の企業知的財産人材を選抜して1ヶ月の事前教育と3ヶ月の間の米国現地教育を実施し、企業の海外知的財産実務能力を高めるようにした。国内での事前教育は、米国の知的財産制度、特許英語など現地派遣教育のための適応度を向上させるための過程に運営した。米国現地ローファームから行われた主要教育内容は、米国特許の出願管理、特許訴訟、知財権のライセンス契約、知的財産権管理などの過程に運営した。また、米国審査官との相談、米国知的財産法協会（AIPLA）などの知的財産セミナー参加、米国企業の知的財産担当者との討論など多様な体験プログラムを運営した。

<表Ⅳ-1-22> 2010年国際知的財産実務人材育成事業の状況

区分	時期	期間及び内容	支援内容	教育人数
事前教育	2010年6月	Online教育及びワークショップ	教育費、宿	10人

海外教育	2010年9月 ～11月	米国特許制度及び訴訟などの理論及び実務授業(8週) * 米国Finneganローファーム	ローファーム実務体験(4週)	泊費などの支援	
------	-----------------	---	----------------	---------	--

同過程は、米国出願及び訴訟制度などの実務中心の深層教育を実施して教育成の米国知的財産制度への理解に一助した。特に、訴訟セミナー(Mock Trial)等の多様な体験プログラムの参加を通じて海外知的財産能力を高める機会となった。

3) 企業間の知的財産ノウハウ共有などのためのKINPA運営支援

現在、企業間の知的財産ノウハウの共有、知的財産教育などを通じた企業知的財産人材の能力強化などを目的に韓国知識財産協議会(KINPA)⁴⁴が設立され、活動している。

2010年にはKINPA内に特許、商標・デザイン、ライセンス紛争などに、8の分科委員会を計46回開催して計83件の知的財産に関するノウハウ及び事例発表を誘導した。また、会員企業の特許実務者として構成された企画調停委員会は、隔月単位で開催し、KINPA活動に関する全般的な事項を決めて議論する役割を行っている。これと共に全体ワークショップ、コンファレンスなどのイベントを主管し、日本のJIPA, 米国のIPOのような海外知的財産企業団体との交流に関する事項などを議論した。また、新規会員会社の加入を決めて分科委員会活性化方針などのようなKINPA活動を充実化する多様な活動を行った。

最近、知的財産 이슈について、国内外知的財産専門家の主題発表などに構成されたKINPA Annualコンファレンスを開催し、2010年には、103社の326人の企業関係者が参加して米国特許法の改正、米国特許審査の実務、日本企業の特許戦略などの知的財産確保のための法律及びビジネス戦略に関する主題を扱った。

⁴⁴ 韓国知識財産協議会(KINPA, Korea Intellectual Property Association):2008年6月4日、三星電子、LG電子、現代自動車、POSCOなどの国内の主要企業67社が集まり、知的財産に関するノウハウ共有及び拡散、大・中小企業の知的財産共生協力などを目的として設立された。2010年3月現在、大企業及び中小企業は106社が活動中である。

<図IV-1-7> KINPA Annualコンファレンス開催



加えて、2010年にも企業内に知的財産を総括しているCIP0(Chief Intellectual Property Officer、知的財産最高責任者)が参加する朝食会セミナーを開催し、海外企業の特許戦略、国内企業の特許紛争及び獲得戦略を紹介した。

<表IV-1-23> 2010年のCIP0朝食会セミナー開催現況

日付	発表主題	発表者
2. 10	企業の特許紛争対応戦略	LGディスプレイキム・ジュソプ常務
4. 21	企業の特許獲得戦略	三星電子イ・フンモ常務
6. 16	IP経営の実体とクアルコムモデル	クアルコム ユ・ビョンホ副社長
8. 25	IV社のBizモデルとIP産業	ソウル大 シム・ヨンテク教授
10. 20	本田自動車の知的財産事例	本田自動車 久慈直人理事
12. 15	企業のブランド経営及びIP戦略	KAISTパク・ソンピル教授

同協議会の運営を通じて、その間「秘密と競争」で代表された知的財産分野が「共有と協力」の雰囲気造成に一助した。また、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などの活動で企業の知的財産能力を高める契機となった。

ハ. 評価及び発展方向

本事業は、企業知的財産人材を対象に現場に適用可能な実務中心の教育過程として運営し、企業担当者の知的財産業務能力の向上に大きく寄与した。また、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有など、KINPAの活動は、企業人材の知的財産能力の強化及

び企業間の知財協力体系の構築など、知的財産専門人材養成の基盤を設けることに貢献した。

今後、本事業の運営方向は、知的財産基盤が弱い中小企業中心の教育過程として運営する予定であり、費用がたくさん必要とされる海外派遣などの教育方式を止めて国内過程で海外知的財産教育を実施する方針を推進する計画である。

細部的には、企業知的財産職務教育は、2011年より中小企業人材を対象に運営する予定であり、従来 of 専門人材過程及び高級職務過程のように深化過程中心の運営方式代りに、中小企業人材の多様な需要に合わせた初級、中級、深化過程として細分化して運営する計画である。また、一定期間海外派遣教育方式により、中小企業の参加が低調だった国際実務過程は、廃止して国内で海外講師を招待する方式として、教育過程を改正し、さらに多い中小企業人材が教育を受けられるようにする計画である。加えて、民間協議体であるKINPAを社団法人化するように誘導し、独立性と自律性を高め、名実共に知的財産分野の企業協議体として背伸びするように支援する計画である。

第2節 創意的な発明人材の発掘・育成

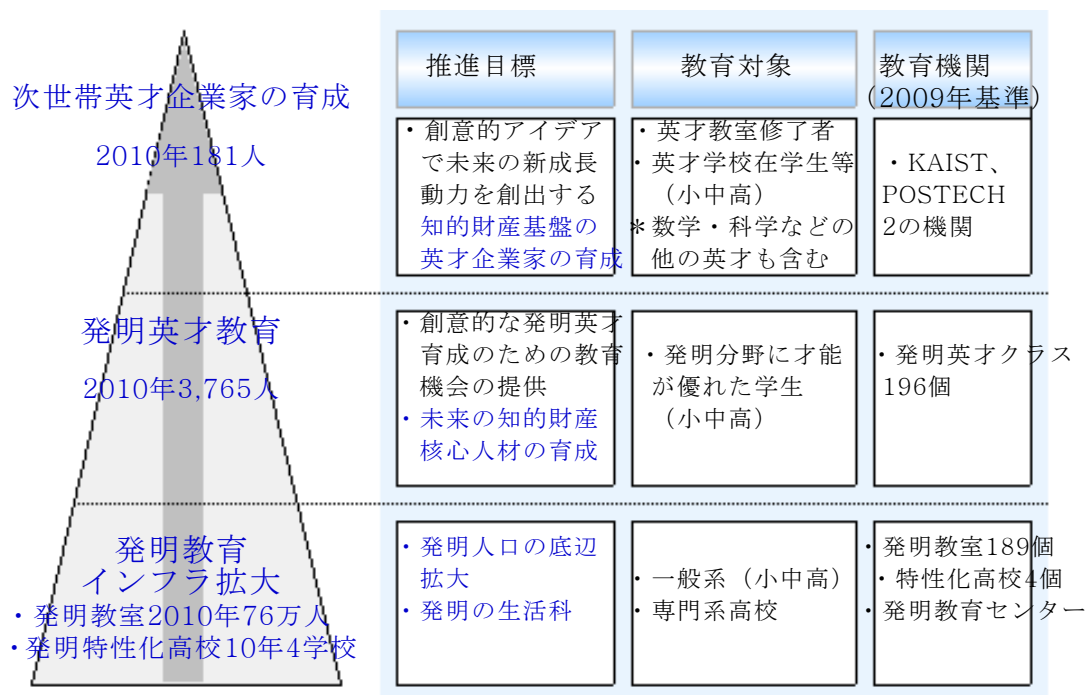
1. 知識財産基盤次世代英才起業家の育成

国際知識財産研修院 創意発明教育課 工業事務官 ナ・ヨンミン

イ. 推進背景及び概要

差別された技術、強いブランド、特徴のあるデザインなど無形資産が付加価値創出の原動力となった知的財産基盤社会に入った現在、創意的な人材を早期に発掘して育成することが国家及び企業競争力を左右する核心と強調されている。特許庁は、1995年以來に推進してきた小中高教の発明教育より、さらに特別な発明英才をビール・ゲイツのように、知的財産に基盤を置いた英才起業家として育成するための知識財産基盤次世代英才起業家の育成を2009年より、施行した。

<表IV-1-24> 発明教育の推進体系



1998年、スタンフォード大学のコンピュータ工学科の同僚であるセルゲイ・ブリン (Sergey Brin) とラリー・ページ (Larry Page) は、小さい倉庫でグーグル (Google) を創業した。⁴⁵ その後、10年でグーグルは2008年基準売上額218億ドル、20ヶ国に約17000人を雇用した世界的IT企業と成長した。二人の英才起業家の独創的なアイデアは、サムスン・LG・POSCOよりも株式価値が大きい企業を誕生させた。

1975年19歳のビル・ゲイツはハーバード大学を中退し、21歳のポール・アレンと資本金1500ドルを基にマイクロソフトを創業した。⁴⁶ 1994年8月にウィンドウズ95を出資することでマイクロソフトは、PC運営体制市場の強者となった。全世界の人々の生活方式と業務方式を変化させた。マイクロソフトは2008年の基準売上額は604億ドル、78ヶ国の約9万人を雇用した企業に成長した。

「IP-基盤次世代英才起業家」はマイクロソフトのビル・ゲイツ、グーグルのセルゲイ・ブリンとラリー・ページのような創意的な知的財産を基に未来の新成長産業を創出する人材を意味する。このような、人材育成の重要性に対する共有した特許庁とKAIST・POSTECH (浦港工科大) は、2009年より、共同で「IP-基盤次世代英才起業家育成」プロジェクトを推進してきた。創意的な潜在力を有している小中高の発明人材を発掘し、これらが10年、20年後には英才起業家に成長できるように特別な教育機会を支援する。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は教育界・企業界など現場の意見を反映したIP-基盤次世代英才起業家の選抜・育成計画を樹立するため、韓国科学技術翰林院と共同で2009年3月より、諮問団と企画団を構成して運営した。諮問団はKAIST・POSTECH大学の総長、(株)メディソンの創業者であるイ・ミンファKAIST招聘教授、(株)アン・チョルス研究所の創業者であ

⁴⁵ デイビスA. バイス、マーク・メルシド、「グーグル、成功神話の秘密」、2006

⁴⁶ ネイバーキャスト、マイクロソフト総合者ビル・ゲイツ、<http://navercast.naver.com/worldcelebrity/history/301>

るアン・チョルスKAIST席座教授などの最高の学者と構成した。企画団は発明・英才・職業教育、技術事業化、ベンチャー創業などの関連分野専門家と構成した。企画団の1～5回の会議を開催し、人材象から選抜・育成体系まで様々の背景を有している企画委員間のコンセンサスを導出し、その計画を2009年9月に諮問会議に報告することによって政策方向諮問結果を含めた選抜・育成計画を樹立した。

また、2009年2月に韓国の理科系大学の先頭であるKAIST・POSTECHと業務協約を締結して、共同にIP-基盤次世代英才起業家の選抜・育成するための基盤を造成した。今後共同の目標を追求するパートナーとして推進団会議を開催し、選抜・育成に関する議論して、2009年9月には2大学に次世代英才起業家教育院を指定・設置した。

英才教育担当の奨学士などの市・道教育庁の教育関係者を対象にした次世代英才起業家育成説明会、ベンチャー企業CEO、学会などのベンチャー専門家が参加する創造経済と創造フォーラムなどを開催することにより、現場でのコンセンサス形成と協力関係維持のために努力した。

このような過程を経ち、選抜及び育成計画を樹立して結果、KAIST・POSTECHに設置した次世代英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じ、中高生計181人を選抜して2010年より本格的に教育課程を運営している。教育目標に対する学生・父兄・指導教師など政策需要者の大きなコンセンサスと関心によって、最初選抜であったが5.3 : 1の高い競争率を記録した。

両教育院は選抜された少数の英才が英才起業家として備えるべき核心能力である創意的な問題解決力・リーダーシップ・企業倫理・コミュニケーション・知的財産専門性などを涵養できるよう、多様なプログラムを提供する。特に、選抜された学生には工学・人文学・芸術など多様な分野を幅広く接することができる教育機会を提供して、未来社会が要求する融合型の人材に成長するように支援するつもりである。

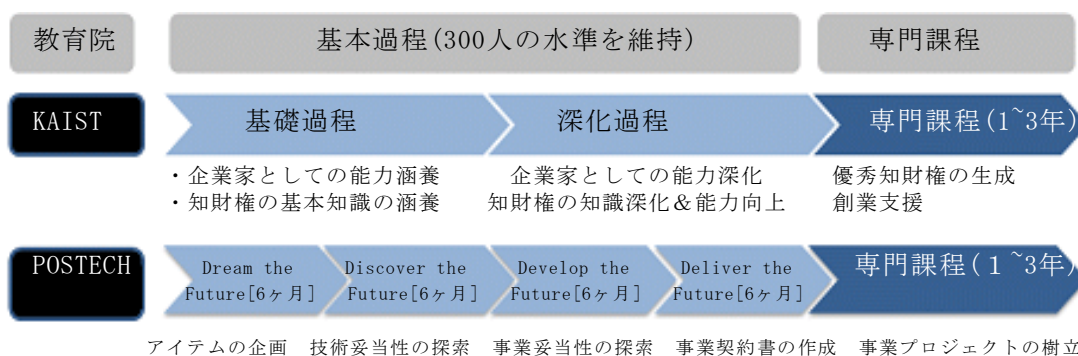
< KAIST・POSTEC次世帯英才企業家教育院の教育内容 >

	KAIST	POSTECH
教育目標	・ 価値のあるIPを創出して時代的な流れを先導する創造的な企業の養成	・ 未来市場を創出する技術革新を主導する企業家の養成
教育課程、構成	・ 未来技術変化に対するビジョンを育てる未来技術・人文学(企業発達史)、知識財産を創造するための知識財産権、これを基盤で企業を設立して運営するリーダーシップを培養する企業家精神教育で構成	・ Creativity & Innovation(創意性及び技術革新)、Future & Technology(未来先見及び技術)、Product Design & Development(製品化)、Economy & Management(技術事業化及び経営)、Business Development(適用・実習)で構成

2010年9月には、次世代英才企業家教育成が認知的な領域の発達と共に情緒的な領域でも安定的に成長することができるようにオーダーメイド型の成長支援を提供するため、韓国発明振興会内に英才、心理、進路分野などの修士・博士級の専門担当者5人で構成された次世代英才企業家センター(センター長:チョウ・ビョク)を開所し、教育成個人別に心理、能力などを分析して次世代英才企業家教育成、父兄を対象に進路などについて個別相談サービスを提供している。

2010年末には、3.3:1の競争率を通じて2期教育成を152人選抜し、2011年からは1期教育成と2期教育成を合わせて計300人余りを対象に、基本過程教育プログラムを運営する計画である。

< KAIST・POSTEC次世帯英才企業家教育院の教育体系 >



ハ. 評価及び発展方向

同プログラムは、両教育院の教育過程運営を通じて学生が認知的に発達するようにしており、これと並行して学生が認知的・情緒的にバランスが取れるよう成長するように英才教育、発達心理など博士級の専門家で構成された次世代英才企業家センターを運営して学生・父兄などに相談、コンサルティングを行なっている。

今後、同プログラムは教育院の教育課程と共に、学生の定義的な領域の均衡のある発達のため、マンツーマン支援を提供する予定である。多くの英才の場合、定義的の領域が認知的の領域の成長に比べ、劣る場合が多い。強い成功動機や挑戦精神、同僚との協力とリーダーシップ、共同体に対する貢献と思いやりなどの人格的な成熟と指導者としての倫理観の涵養についても努力するつもりである。

2. 学生発明教育に対する総合支援体系の構築

国際知的財産研修院 創意発明教育課 技術書記官 ハン・ドクウォン

特許庁は21世紀知識基盤社会をリードしていく発明人材の無限の潜在力を目覚めさせ、韓国の未来を担っていく優秀発明人材を発掘・養成するため、様々な分野の事業を発掘・支援している。1995年から教育庁と共同で全国189の拠点に設置した発明教室を通じて全国の小・中・高の学生を対象にした発明教育が可能になり、2005年12月には発明教育センターを設立して韓国発明教育の中心軸として発明指導教師の専門性強化、優秀学生の教育、発明教育プログラムの開発・普及など発明教育活性化事業を本格的に推進した。このようなインフラを基に発明教育を受けた人材たちが21世紀をリードする創意的な未来人材として成長している。教育科学技術部より毎年発表する「大韓民国人材賞」の関連資料によると、受賞者の中に各種発明大会の受賞者や発明奨学生選抜者など発明教育及び発明活動が優秀な学生8人が含まれていたことから、発明教育の成果を確認することができた。

「大韓民国人材賞」は韓国の将来を担っていく創意的かつ優秀な人材を発掘し、望ましい人材像を定立するため、2001年から行ってきた「21世紀優秀人材賞(長官表彰)」を格上げした大統領表彰である。選抜対象と人数は高校生 60人と大学生 40人であり、受賞者に最も影響力を与えた師匠にも指導教師賞(賞勲格:教科部長官賞)を授与する。

市・道庁の地域審査委員会を構成・運営し、中央審査委員会に通報する受賞候補者を選定すると、中央審査委員会は書類、面接及び実質調査で審査を行う。表彰及びメダル、奨学金は大統領が直接授与し、受賞者に対する持続的な支援管理のため、受賞者の合同研修、著名人とのセミナー、ボランティア活動などが行われる。

これまでの発明教育は正規教育ではなく特別活動の形で運営されたため、父兄及び学生からの関心不足、発明教師の意欲低下など発明教育の底辺拡散に限界があったが、発明教育関連機関及び教師たちの努力で2007年2月教育科学技術部の第7次教育課程改正の際、中等及び高等学校正規教育課程に反映され、発明教育の量的・質的転換のためのきっかけを作った。

□ 国民共通実科(技術・家庭)7学年課程:技術と発明(大単元)

(イ)発明の価値を理解し、日常生活の技術的な問題を解決するために創意的なアイデアを構想する。

(ロ)発明の技法及び原理を理解し、簡単な生活発明品を作ってみることで、発明活動の楽しさを体験し、創意的な思考能力を培う。

□ 高等工学技術 11 学年課程:工学と創意的な問題解決(中単元)

(イ)発明特許に対して理解し、人間心理に対する創意性及び問題解決に関する方法論を活用し、創意的な問題解決力を開発する。

(ロ)発明結果を特許として出願する過程を教える。

また、発明教室単位で独自に推進されていた発明英才教育が本格的に推進できるよう、関係部署との協力を強化した。教育人的資源部が中心となって樹立した「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」に積極的に参加し、発明教室を活用した発明英才教育の拡大推進など発明英才養成のための推進根拠及び基盤を構築した。また、その一環として2008年には発明英才選抜ツール及び発明英才教授学習資料を開発し、普及している。

一方、政府レベルで推進中である「政府部署による特性化専門系高校の育成」事業の一環として「発明・特許特性化高プログラム支援学校」4校を選定し、2008年から本格的に支援に突入した。同事業を通じて高校段階で体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて創意的で問題解決力の優れた学生を養成することで、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待できる。

イ. 発明教室の運営活性化

発明教室は1995年、ソウルの仁憲中学校(現在の奉天中学校)に試験的に設置されて以来、全国の市・郡・区教育庁別に1つずつ、182の発明教室を設置することを目標に推進された。各市・道の教育庁と連携し、毎年16内外の発明教室を設置した。2006年には24個を設置し、182の発明教室設置事業を1次的に完了した。2008年には、市・道教育庁より、自主的に5つの発明教室を追加で設置し、2009年には2の発明教室が追加で設置され、2010年末基準として全国計189の発明教室が設置されている。

<表IV-1-25>年度別の発明教室の設置現状

年度	1995～2006	2007	2008	2009	2010	計
設置数(個)	182	-	5	2	-	189

特許庁は、2006年まで発明教室の設置事業を完了して、2006年より、発明教室の充実のある運営のため、発明教室運営費の支援を持続的に推進している。

このような多角的な努力によって、発明教室の利用者は毎年増加している。また、学生だけでなく、父兄など一般人に対する教育も同時に拡大し、地域における知的財産権の認識向上にも貢献している。

<表IV-1-26> 発明教室の利用者状況

(単位：人)

区分	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
学生	326,533	350,657	395,158	491,031	597,060	692,851	622,736	759,715
父兄	28,370	24,994	37,828	35,317	33,990	27,995	28,415	29,459
教師	9,655	10,162	19,167	19,598	23,235	16,529	23,753	26,071
計 (利用者)	364,558	385,813	452,153	545,946	654,285	737,375	674,904	815,245

ロ．発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大

特許庁は発明教育の活性化に何よりも重要な発明指導教師の専門能力を向上させ、政策に対する満足度を高めるために、様々な政策を推進している。発明教師のオンライン職務研修、発明教師の研究能力向上のための研究大会や研究会に対する支援、発明教師ワークショップの実施などを支援している。2009年には発明教師の職務研修を大幅拡大し、発明教育の正規教科への反映に備え、発明教育の質を高めた。

1) 発明教師職務研修の支援拡大

21世紀型知識基盤人材養成のため、詰込み教育から創意力や問題解決力を培える代案教育として発明教育が浮上している。それに伴い、現場教師の発明教師研修機会の拡大及び専門性向上のための様々な教育サービスを求める声も高くなっている。

2005年まで発明教師の職務研修は主に夏休みや冬休みの期間を活用した集合教育の

形で行われた。国際知的財産研修院、韓国学校発明協会、発明英才団で実施された同研修を通じ、年間200～300人の発明教師を養成し、発明教育の土台を築いた。

また、2006年より韓国発明振興会を通じて市・道教育庁の委託研修機関に発明教育職務研修過程を開設して運営するようにするため、発明教育職務研修の費用支援を推進し、2010年には、12の研修機関に発明教育職務研修費用を支援した。

<表Ⅳ-1-27> 発明教育職務研修の費用支援機関の数

年度	2006	2007	2008	2009	2010
期関数	2	4	5	9	12

2009年には社会的環境や教育環境の変化に対応し、現場教師からの要求を反映するため、既存のオフライン教育研修を補完する一方、新規にオンライン発明教育システムを構築・運営した。発明教師の専門性向上や教育機会の拡大のため、2006年7月に教育科学技術部の認可を得て運営したサイバー発明教育研修院(<http://www.ipteacher.net>)は、2010年に8つの正規過程を運営し、4,063人に新しい発明教育機会を与えた。

<表Ⅳ-1-28> サイバー発明教育研修院の教育現状

年度	2006	2007	2008	2009	2010
教育人数	330	1,146	3,175	3,835	4,063

2) 教員対象の発明大会及び研究大会の開催

特許庁では教師の活発な発明活動を誘導し、発明教育に対する研究意欲を高めるため、「全国教員発明品コンテスト」と「全国教員発明教育研究大会」を開催している。

1996年から毎年開催している「全国教員発明教育研究大会」を通じ、発明クラス及

び発明教室など発明指導教師を対象に、発明教育に関する優秀な研究論文を発掘して表彰している。入賞した教員には教育公務員昇進規定に従って、入賞等級別に1等級は1.5点、2等級は1.25点、3等級は1.0点の研究評点が与えられる。

「全国教員発明品コンテスト」は発明指導教師の直接出品と授賞を通じて、発明指導の質を高めると同時に発明意欲も高めるため、1999年から開催されている。

<表IV-1-29> 全国教員発明品コンテストの出品の数

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
出品件数	117	164	139	137	132	114	154	264	202	235	262	188

ハ. 発明教育研究学校の指定及び支援

特許庁では発明教育に対する様々な政策の試験的な適用と研究機能を強化するため、2000年から市・道教育庁別に毎年発明教育研究モデル学校を指定・支援している。発明教育研究モデル学校では地域別の特性や時代状況に合った様々な発明教育プログラムや方法を試験的に適用し、研究結果の共有を通じて発明教育の拡散や教育品質の向上を図っている。また、市・道教育庁では指導教師に研究加点を付与し、士気を高めている。

<表IV-1-30> 発明教育研究学校の運営現状

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
学校数	16	16	16	14	16	16	19	20	21	22	24

ニ. 発明奨学生を選抜

特許庁では優秀発明学生の持続的な発明活動を奨励し、理工系分野への進出を促進するため、2003年から「発明奨学生」選抜事業を施行している。

発明奨学生選抜は、2008年までは書類評価のみで、出願及び登録実績、学生発明大会参加及び入賞実績、発明活動及び教育実績などを総合評価して選抜し、小・中・高・大が区別に等級（1～3等級）に分け、奨学金を支援した。

2009年からは、発明奨学生の選抜人員を320人から100人に調整して、小・中・高・大学別等級（1～3等級）を廃止し、色々な学校の学生が恩恵を受けられるように学校当たりの申請人を5人に制限した。また、選抜方式を定量的な書類評価の1段階選抜で、書類評価と深層面接評価で構成された2段階選抜方式を導入した。優秀発明人材に創意的な潜在力を啓発し、持続的な発明活動に対する動機付与を誘導するために金銭的支援から、教育的な補償を強化する方向で選抜方式と支援内容を大幅に改編した。

2010年からは、発明奨学生の選抜対象を小・中・高・大学生から大学生を除いた小・中・高校生に変更して、選抜方式も書類評価と深層面接評価で書類評価とキャンプ遂行観察評価に転換した。

<表IV-1-31> 発明奨学生の年度別選抜者数

年度	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
人数	481	411	298	320	320	315	98	100

ホ. 学生発明大会の開催

1) 大韓民国学生発明展示会

1998年から開催している大韓民国学生発明展示会は、創意性ある発明品の考案や製作を通じて学生たちの発明に対する創意性を啓発すると同時に発明を生活化することで、知識基盤社会の主役になる将来の発明人材を発掘・要請することにその目的があ

る。

同展示会の出品対象は小・中・高校生の発明や考案品であり、出願及び登録の有無とは関係なく、書類審査→先行技術調査→現物審査→総合審査の過程を経て選定される。

優秀な発明品は大統領及び国務総理賞などの個人賞と団体賞に分けて授賞している。また、上位の受賞者には賞状や賞金の他にも、発明キャンプや海外研修などの機会を提供している。

2010年に開催された第23回大韓民国学生発明展示会では、7,060件の出品作品の中から199件を選定し、2010年8月13日から8月22日まで果川国立科学館で展示した。また、果川国立科学館の中のキャンプ場で銀賞以上の学生が参加する2泊3日間の発明キャンプを実施し、金賞以上の受賞者及び指導教師などには、海外研修を支援して発明指導意欲の鼓吹及び学生発明の活性化を図った。

<表IV-1-32>大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
作品数	4,005	3,879	4,463	4,228	5,473	5,572	6,344	7,060

2)大韓民国学生創意力チャンピオン大会（旧大韓民国学生創意力オリンピック）

大韓民国学生創意力チャンピオン大会は「他人と違う私」と「共に生きる私」の調和に基づいた協同問題解決作業を通じて、青少年の幅広い思考力と創意力の涵養を目的としている。同大会は2002年から特許庁とサムスン電子が共同主催している。この大会は5～7人の学生がチームを組んで、事前に与えられた課題（長期課題）と大会現場で与えられる課題（現場課題）の解決過程で、学生たちの創意性を評価するのが特徴である。

2010年大会は6月に受付された1,036の参加チーム中、書面審査を通じて856の参加チームを選抜した。7月開催された全国16市・道の予選大会を通じて856の参加チーム中で90チームを選抜し、8月6日から8日までソウルコエックスで本戦大会を開催した。本戦大会で金賞を受賞した9チームに対しては、海外研修機会を提供した。

＜表IV-1-33＞大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2002	2003	2004	2005	2006		2007	2008	2009	2010
					冬	夏				
参加チーム数	194	224	102	269	144	205	263	259	1,022	1,036

* 2009年から16市・道の予選大会を開催し、参加チーム数が大幅に増加

3) 発明アイデア写生大会

発明アイデア写生大会は学生の発明に対する創意性と想像力を向上するために2001年から始まった。2008年までは「全国学生発明想像画・キャラクター・デザイン写生大会」という名称で運営されたが、2010年から「発明アイデア写生大会」に変更されて運営されている。現場で与えられたテーマに従って発明想像画・キャラクター・デザインを直接描いて評価を受けることになる。

＜表IV-1-34＞発明アイデア写生大会の参加現状

年度	2006	2007	2008	2009	2010
予選大会受付作品(件)	23,042	18,797	22,537	25,325	11,622
本戦大会受付作品(件)	418	684	800	993	667

4) YIP (Young InVentors Program: 青少年発明家プログラム)

青少年発明家プログラムは、企業が提示した課題に対して中・高等学校学生に創意的なアイデアで解決方を提示するようにし、特許出願までするように支援して青少年に創造力、協同精神、企業家精神を育てるプログラムである。

YIPは2009年に最初に始め、デュオバックコリア及びコレックス自転車(旧インピザ)が参加し、10チームを選抜して教育、技術上談・コンサルティング及び特許出願などを支援し、2010年には、2009年度参加企業の他に4企業(KT、パンテック系列、モーニンググローリー及びRYNコリア)がさらに参加して30チームを選抜することによってさらに多い青少年が発明教育を支援されるように大幅に拡大した。

<表IV-1-35>YIP（青少年発明家プログラム）の現状

年度	2009	2010
後援企業数	2社	6社
申請チーム数	186チーム	713チーム
参加チーム数	10チーム(28人)	30チーム(90人)

へ. 発明・特許特化高校の育成支援

特許庁は高校段階での体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として養成するため、2007年に4つの専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」に選定した。教育人的資源部など7部2庁が参加し、「政府部署による特性化専門系高校育成事業」の一環として推進している事業である。

事業計画書の評価、現場調査、発表審査などを通じて、2007年6月に特化高校と選定された学校は三一高校(京畿水原、私立)、大徳電子機械高校(大田、公立)、大光高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)の4校である。

2007年には発明・特許特性化高校の運営方策に対する研究を推進し、これを通じて教育目標、教科開発、教育課程運営など学校別の事業推進計画を具体化した。また、特許庁、教育人的資源部、4つの教育庁間の特性化高校支援のための業務協約(MOU)を締結し、支援主体間の役割を明確にした。

これをもとに、2008年には本格的に発明・特許の特性化高校の運営支援が始まった。1年目には特性化高校の確実な運営基盤を整えるための枠組み作りに重点を置き、学校別専門家コンサルティングなどで運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで続ける予定である。

ト．発明英才養成のための基盤作り

特許庁は、2007年政府レベルで推進中の「第2次英才教育振興総合計画(2008年～2012年)」の樹立に積極的に参加し、発明英才養成のための基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は2007年12月国家人的資源委員会で確定され、同計画には、教育人的資源部、科学技術部、文化体育観光部、女性部、企画予算処、特許庁など6部署が参加した。特許庁は同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの推進、特許庁指定の発明英才教育院の設置など発明英才が体系的に発掘・養成できるような制度的な装置を整備した。

2008年には発明英才選抜ツールの開発を通じて英才の選抜装置を整備し、教授学習プログラムの開発で選抜された発明英才のための体系的な教育プログラムを整備した。

2010年には16の市・道教育庁の中、16の市・道教育庁から発明英才クラスの運営中(ソウル・大邱・慶南は2010年より実施)であり、学生数は2010年3,765人に急増した。

<表IV-1-36>発明英才教育の現状

発明英才学生数	2007年1,169人→2010年3,765 (148%増加)
---------	---------------------------------

発明英才クラス数

2007年60個→2010年192個（220%増加）

2008年に小・中学校の初級レベルのプログラム各1種（計2種）を開発して、2009年には小・中学校の中級レベル及び高校初級レベル各1種（計3種）を開発し普及した。2010年には、発明・設計プロセス基盤の発明英才教育プログラム3種（小・中・高級）とチームプロジェクト中心の創意的な問題解決教育過程（中級3種（発明、人文社会、数理学分野））を開発・普及した。

また、2008年に続き、2009年にも発明英才選抜ツール4種（学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種）を開発し、普及した。2010年には、発明英才選抜ツール8種（学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各2種）の開発及び最近の英才選抜傾向を反映して観察・推薦制選抜マニュアル4種（小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種）を開発・普及した。

＜表IV-1-37＞発明英才教育の現状

年度	内容	対象	遂行機関
2008	発明とSTEM	小（初級）1種、中（初級）1種	忠南大
2009	多種知能理論に基礎した発明英才教育プログラム	小（中級）1種、中（中級）1種、高（初級）1種	忠南大
2010	発明・設計プロセス基盤	小・中・高級	光州教大
	チームプロジェクト中心の創意的な問題解決教育過程	中級3種（発明、人文社会、数理学分野）	崇実大

3. 発明教育センター教育運営の充実化

国際知的財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 イ・ハンギョウ

イ. 推進背景

発明教育センターは発明教育の環境変化に対応し、発明教員の専門化向上に対する

ニーズが高まるにつれ、発明教育における総合支援センターの役割を担うため、2005年12月に竣工された。

創意的な発明人材を育成するための教育基盤を設け、発明指導者の専門性を強めて育てられる学生を将来の知財核心人材に育成するため、発明教育センターの教育課程を運営している。2010年には、発明教育に関心のある学生及び発明指導者、父兄を対象に16の課程を運営し、合計11,261人に対する教育研修を実施した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 教員発明教育過程運営

発明指導教員の学習能力啓発などの専門性を向上させるため、発明英才教育プログラムの伝達研修と発明教師中級過程である発明英才教師指導者過程を運営した。また、奨学士、校長など教育管理者の発明認識向上のための教育管理者過程など7の過程が運営された。

また、2010年には、発明教室指導教師として任命された新規教師の発明教室運営に関する基本的な知識と事例中心の初級過程である「発明教師入門過程」を新設・運営し、教育需要者が過程の名称のみでも、教育過程内容を簡単に理解できるように「発明指導者育成過程」を「発明教師深化研修」に過程名を変更した。「発明教師高級過程」は、入門研修と深化研修で統合して全般的に発明指導者養成過程の教育過程を統合した。

2) 学生発明教育課程の運営

学生発明教育過程は、全国発明教室、発明英才学級学生を対象に、創意的な問題解決過程と知的財産権創出過程、Honors過程の3過程を運営した。2010年には、ジュニア発明リーダー過程、創意的な問題解決過程(基礎)を創意的問題解決過程に統合して運営した。また、特許明細書過程を知的財産権創出過程に統合して運営するなど教育成

の段階別・水準別教育過程に改編した。また、教育過程運営の専門性確保のための教育過程別の専門担当講師制を導入して教育効果を向上した。

3) オーダーメイド型教育課程の運営

オーダーメイド型教育課程は、1987年「学生発明巡回教育事業」から始め、全国民を対象に発明教育を実施して、発明人口の底辺拡大に努力してきた。2010年には、全国の小・中・高校の学生や父兄などを対象としてオーダーメイド型教育課程を194回運営し、7,628人を教育した。

<表IV-1-38>2010年発明教育センター教育運営現状

	過程名	教育対象	回数	人数
教員 発明	教育管理者	奨学官、奨学官、校長、校監	4	128
	発明教師中級	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	1	39
	発明英才教師深化	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	1	22
	技術教師	中・高校技術・家庭教師	4	161
	発明教育プログラム紙も	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	2	95
	発明教師入門	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	1	40
	発明教師高級	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	1	26
	7個過程		14	511
学生 発明	創意的な問題解決	学校発明班及び発明教室で推薦した小・中・高校学生	12	278
	知的財産権創出	学校発明班及び発明教室で推薦した高等学生	5	109

	Honors	学校発明班及び発明教室で推薦した高等学生	1	22
	3個過程		18	409
オー ダー	発明体験	発明に関心がある全国民	70	2,391
	発明ツアー	発明に関心がある全国民	122	4,993
メイ ド型	発明キャンプなど	発明に関心がある全国民	8	2,957
	3個過程		200	10,341
計	13個過程		232	11,261

ハ. 評価及び発展過程

発明教育センターは、創意的な発明人材育成のための発明指導者の専門性向上に努力を続けてきて、学生発明教育課程とオーダーメイド型発明教育を運営し、発明文化拡散を誘導した。また、優秀講師支援システムを構築し、創意的発明人材を育成するための教育人材基盤を強化するなどの発明教育活性化のための努力を続けるつもりである。

第3節 社会的弱者に対する配慮の拡大

1. 疎外地域・階層の青少年に対する発明教育支援

国際知識財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 イ・ハンギュ

イ. 推進背景

島嶼地域などの学校、保育園、地域児童センターなど疎外地域や階層の青少年に発明教育を提供して、教育を通じた分け合う教育文化を拡散するために2008年から実施した。

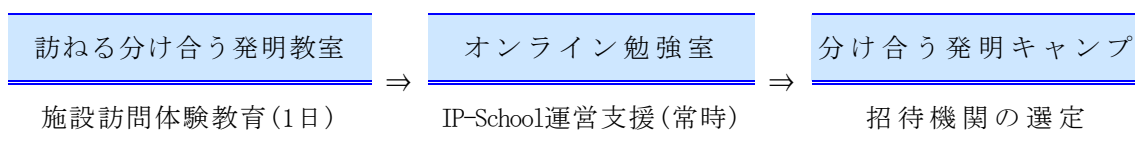
分け合う発明教育は疎外地域や階層の青少年に発明教育を提供することによって、発明教室が設置されない地域の発明教育を活性化して既存の発明教室中心の発明教育を補完し、発明教育を通じて夢と希望を与えることに目的がある。

ロ. 推進内容及び成果

1) 疎外地域・階層発明体験教育「訪ねる分け合う発明教室」の運営

保育園、地域児童センターなど約40機関を訪問して、1,449人の学生に発明体験教育を実施した。この過程は、教育対象の年齢別の特性を考慮した1日創造力向上体験プログラムとして、教育対象機関を直接訪問して創意性教育と体験実習活動を実施した。また、機関の劣悪な教育環境に多少助けを与えようと創造力増進図書と学習用教材を寄贈した。また、年中の発明教育を支援するためにオンライン過程(IP-School)を開設・支援した。

<図IV-1-8> 2010年訪ねる分け合う発明教室の運営システム



2) 発明教育が弱い地域学生招請「分け合う発明キャンプ」運営

訪ねる分け合う発明教室対象機関の中、相対的に教育環境が劣悪な学生を招請して深化された発明体験教育を実施した。分け合う発明キャンプは、2泊3日間に発明教育センターで進行し、疎外地域・階層の学生がいつも接することができなかった都市文化体験と大徳研究団地見学など多様な体験活動を実施した。2010年分け合う発明キャンプは、計5回、498人の学生と教師を対象に教育を実施した。

3) 疎外階層児童の放課後発明教育過程である「分け前発明体験教室」の運営

大田市の保育園及び地域児童センター10ヶ所、184人の学生を対象に、5週間の発明教育過程を開発して放課後発明体験教育を年間運営した。この過程は、発明教育センターの発明体験室と連携した教育として、一回当たり計5段階プログラムを進行して発明の理解より、最終発明アイデアの結果物である発明品製作までプロジェクト形態として進行した。

<表IV-1-39> 2010年分け合う教育の運営状況

過程名		教育対象	回数	人数
分け	訪ねる分け合う発明教室	島嶼地域などの疎外地域・階層学生	40	1449
合う	分け合う発明キャンプ	島嶼地域などの疎外地域・階層学生	5	498
発明	分け合う発明体験教室	島嶼地域などの疎外地域・階層学生	10	184
教育	計		55	2,131

ハ. 評価及び発展方向

2008年発明体験過程運営の際、疎外地域・階層を対象に分け合う発明教育を実施した以後、毎年教育人数が増加して2010年分け合う発明教育過程を訪ねる分けあう発明

教室、分け合う発明キャンプ、また地方自治団体と連携した分け合う発明体験教室に拡大運営し、教育脆弱階層の青少年を対象とした分け合う文化拡散に寄与した。

＜表IV-1-40＞年度別の疎外地域・階層のための分け合う教育の現状

年度	2008	2009	2010	計
教育回数	5	27	45	77
教育人数	154	1380	2,131	3,665

このため、教育対象別にオーダーメイド型教育プログラムを運営して脆弱階層青少年の潜在された創意性を啓発し、年末の一回性の教育ではない、年中有機的な連携教育を支援して持続的な連帯感を向上した。

今後とも地方自治団体及び民間福祉団体と連携して事業を推進することにより、地域発明教育の底辺を拡大することに寄与するつもりであり、島嶼地域などの疎外地域学生に夢と希望を与えるために努力するつもりである。

2. 社会的弱者のための無料弁理サービス

産業財産政策局 産業財産保護チーム 工業主査 ソン・ギファン

イ. 推進背景及び概要

高価な弁理士サービスの利用が難しい国民基礎生活保障の受給者、障害者、国家有功者、学生、小企業及び大手企業と紛争中の中企業などの経済的弱者と、弁理士サービスから疎外された地域住民の特許などの産業財産権出願を支援するため、2005年4月1日に公益弁理士特許相談センターを開所して運営している。

現在、責任弁理士を含め、8人の弁理士、図面士、行政要員など、計10名で構成され、

各種特許関連相談業務、書類作成の支援、知的財産権保護説明会の開催、中小企業経営コンサルティングなどの業務を遂行している。

また、社会的弱者の発明意欲を鼓吹して知的財産権保護に寄与するために、審判・訴訟の代理費用を支援する特許法律救助事業も2001年から施行している。

ロ. 推進内容及び成果

持続的な広報活動と支援対象及び業務領域の拡大などで毎年相談実績は、増加している。運営し始めた2005年4月より12月までは1,387件、2006年には3,144件、2007年には5160件、2008年には6,240件、2009年には、6,923件、2010年には7,121件の相談業務を行った。

その中、11地域知識財産センターと協力し、2010年には、710件の地方巡回相談を実施して 地方の住民における弁理士サービス支援を強化するため努力した。

<表IV-1-41>特許相談センターの類型別の運営実績

(単位：件)

知財権関連相談				書類作成の支援	その他	計
電話相談	オンライン相談	訪問相談	巡回相談			
3,658	1,085	1,155	710	500	13	7,121

*その他：知財権説明会及び中小企業コンサルティングの実績

<表IV-1-42>特許相談センターの相談請願人別の運営実績

(単位：件)

生活保護対象者	国家有功者	障害者	在学生	小企業	その他	計
455	470	998	1,113	1,457	2,628	7,121

*その他：小企業を除いた企業、疎外地域住民及び一般人

2010年特許法律構造事業を通じて約190事件について約5億2千万ウォンを支援し、勝訴事件について成果金として約6千7百万ウォンを支給した。

＜表Ⅳ－1－43＞特許法律救助事業の支援実績

(単位：件、千ウォン)

区分	審判支援	訴訟支援	成功事例金
件数	117	76	56
支援金額	221,000	295,900	67,375

＜表Ⅳ－1－44＞特許法律救助事業の対象者別の支援実績

(単位：件、千ウォン)

区分	中小企業	個人発明者	障害者	国家有功者	計
件数	128	57	7	1	193
支援金額	347,000	144,900	21,000	4,000	516,900

また、社会的弱者に対するサービス支援活性化のためにチラシ、ガイドブックなどの広報冊子の発刊・配布をはじめ、中央日刊紙及び地域知識財産センターの中、6箇所地域新聞広告で広報を行い相談及び支援の拡大を図った。

ハ. 評価及び発展方向

2010年には、公益弁理士特許相談センターの需要が持続的に増加して、前年比2.9%増加した7,121件の相談サービスが行われた。また、特許法律救助事業も、オンライン申請方式を導入して申請人の便宜性を向上した上、持続的な広報強化により、前年より18.4%増加した193件について代理費用を支援した。

2011年には、社会的弱者に対する産業財産権保護の実効性向上のために特許審判員・特許法院の事件については、代理費用を支援する代わりに特許相談センターの所

属弁理士を通じて直接代理サービスを提供する予定であり、侵害関連民事訴訟事件の支援限度額を一部上向する予定である。また、地域住民における無料弁理サービスの接近性を向上するために巡回相談地域も拡大する計画である。

3. 産業財産権における紛争調停制度の充実化

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 キム・テギョ

イ. 推進背景及び概要

今日韓国は世界有数の産業財産権多出願国として浮上し、韓国企業間はもちろん、韓国企業と外国企業間で発生する紛争も日々増加している。この場合、ほとんどの紛争当事者は弁護士や弁理士を通じ、訴訟や審判を提起して解決している。しかし、このような解決手続きには長時間を要するため、商品のライフサイクルが短くなり、技術の寿命が短くなっている現在では、法的救済による実益が少ないと言える。また、訴訟や審判に要する人材、金銭、時間など、紛争解決のために大きな費用を使うため、この過程で企業の競争力を失うケースが発生することもある。

先端技術分野などの急速な発展により、紛争が更に複雑化・高度化され、産業財産権の専門家による仲裁や調停制度が必要になり、発明振興法第29条に基づいて1995年から産業財産権における紛争調停制度を導入することになった。

紛争調停委員会は、特許庁所属の公務員、弁理士・弁護士、教授など、産業財産権に関する知識と経験が豊富な専門家で構成される。紛争調停委員会では産業財産権の侵害・譲渡・実施の際に発生する紛争、職務発明補償に関する紛争、その他産業財産権に関する紛争を数ヶ月以内に、ほとんど費用を使わずに解決する。紛争調停申請についての両当事者間の合意が行われて調停調書が作成されると、紛争当事者と調停委員が捺印することで、紛争調停委員会の効力が発生する。これは確定判決と同一の効力を持ち、「裁判上の和解」が成立したことになる。

ロ. 推進内容及び成果

紛争調停制度が施行された1995年から2010年現在まで、100件の紛争調停申請が寄せられた。そのうち23件は紛争当事者間の円満な調停を通じ、短期間に費用をかけず、紛争を解決した。

2006年の携帯電話端末機の特許技術使用に関する特許権技術紛争が当事者間の合意によって個人発明家に特許技術料4千5百万ウォンを支給するよう調整・成立され、関心を引き起こした。

2008年12月に、申し込まれたエイズ治療剤「フゼオン」に対する通常実施権の請求に、2009年に専門家、医薬業界、市民団体などの意見を集め、被請求人と請求人に対する口述審理の実施など、3回に掛けた紛争調整委員会の会議結果では、請求人の裁定請求を受け入れてなかった。

<表VI-1-45>最近10年間の産業財産権の紛争調停の現状

(単位：件)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	計
調停申請	3	15	5	5	5	5	5	4	4	3	54
調停成立	-	2	1	1	-	1	1	-	1	-	7
調停不成立	3	13	4	4	5	4	4	4	3	3	47

ハ. 評価及び発展方向

産業財産権における紛争調停制度は、複雑になっていく産業財産権の紛争解決の経済性確保のために運営されているが、過去16年間の年間平均調停申請件数は6.3件、調停成立件数は1.4件に過ぎないなど、調停実績が低く、改善の必要がある。

2006年1月の産業財産権紛争調停委員会の運営細則の改正により、調停部の積極的な介入によって出席要請制度を導入した。また、紛争当事者の住居を考慮して調停会の開催場所を選択するようにし、紛争調停に当事者の利便性を向上している。また、公益弁理士特許相談センターを通じて審判・訴訟代理服务を支援する際、調整が適合した事件は紛争調整をまず経つようにしている。

また、紛争調停委員会の活性化と実効性確保のため、ドイツの事例のように職務発明関連紛争事件については調整前置主義を導入する方針及び法的拘束力のある仲裁制度と連携して運営する方針を検討する予定である。

制度についての国民の認知度を向上させるため、新聞・マスコミを通じ、産業財産権紛争調停制度の趣旨、手続き、事例を続けて広報する予定であり、大韓法律救助公団、大韓商事仲裁院などの関連単体との協力による広報も強化するつもりである。

4. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報の強化

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 ジョン・ヒョンソック

イ. 推進背景

偽造商品の流通は、健全な商取引秩序を乱れ、企業の固有ブランド開発と正規商品市場の発展を阻害するのみならず、韓国のイメージを毀損し、国家経済に否定的な要因として作用している。したがって特許庁では、商標権特別司法警察隊による偽造商品取り締まり執行強化と共に偽造商品流通の不法性について消費者の認識を向上するため力を入れている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 消費者団体との共同広報推進

政府の一方向的な広報で脱離し、消費者団体である「消費者市民会」と共同で偽造商品流通根絶のための全国決議大会を開催した。また、東大門、光化門などで消費者団体会員が参加する知的財産権保護クリーンキャンペーンを展開し、一般市民に偽造商品の不法性に対する広報パンフレットなどを配布した。また、大学生・主婦・会社員を対象に偽造商品の流通根絶に自発的に参加するように消費者教育を実施した。

<図IV-1-9> 消費者団体との共同広報



2) 多様な媒体を活用した知識財産権保護広報強化

偽造商品の主需要層である大学生を対象に知的財産権保護の必要性における認識を向上し、広報アイデア発掘のため「知識財産権保護大学生広告公募展」を開催した。また、「大学生ブログ記者団」を運営した。特に育つ青少年の知的財産権保護に対する重要性を広報するために「青少年写生大会」を開催して教育用動画コンテンツと教育教材を製作して普及した。

また、偽造商品の不法性と弊害を国民がわかりやすく認識できるようにTV、ケーブルTV、KTX移動放送、新聞など多様な媒体を通じて偽造商品流通根絶のための公益キャンペーン広告を実施した。

<図IV-1-10>媒体を通じた偽造商品根絶の広報

広告公募展の対象受賞	青少年教育用のコンテンツ
 <p>어제는 누구야?!</p> <p>반려동물로 사랑을 받았던 우리 아이들을 위한 '우리 아이들이 반쯤은 우리 지금 당신이 반쯤은 우리입니다.'</p> <p>특허청 / 한국지식재산보호원</p>	 <p>12 청소년용 DVD</p> <p>위조상품 유통근절을 위한 청소년 교육 콘텐츠</p> <p>특허청 / 한국지식재산보호원</p>
TV公益キャンペーン広告	新聞広告
 <p>위조상품 없는 명품 대한민국</p> <p>특허청 / 한국지식재산보호원</p>	 <p>위조상품 없이는 진정한 대 지혜가 있을 수 없습니다. 그리고 이것이 진정한 경쟁입니다. 그것이 진정한 경쟁이 아닙니다. 경쟁이 있을 때, 공정한 경쟁이 이루어져야 합니다. 지혜를 가진, 지혜를 사랑하는 사람</p> <p>특허청 / 한국지식재산보호원</p>

3) 知識財産権関連機関間IP保護協力チャネル活性化

偽造商品の流通防止のために商標権者、オープンマーケット担当者など関連機関と懇談会を開催し、知的財産権保護に対する政策的な対応方案及び建議事項を議論した。特にソウルジャパンクラブ、JETROなどと懇談会、セミナーを開催して知的財産権保護政策及び執行現況などに関する情報を相互交換して理解の幅を広げる機会を持った。また、地方自治団体の不正競争業務担当公務員及び司法警察公務員とのワークショップ開催を通じて偽造商品取締りのための能力強化及び関連機関間の業務協力体系を一層強硬にした。

<図IV-1-11> 関連機関とのIP保護協力チャンネルの活性化

IP保護協力チャンネルの懇談会	司法警察公務員のワークショップ
	

ハ. 評価及び発展方向

消費者団体との共同キャンペーン、青少年知的財産権保護写生大会及び大学生知的財産権保護広告公募展などを通して消費者の自発的な参加を誘導した。また、波及効果が最も大きいTV公益キャンペーン広告を実施して偽造商品における国民認識を向上させるため努力した。

今後消費者のみならず、企業関係者の参加を拡大するなど全国的なキャンペーンを展開して、TV、新聞など伝統的な広報媒体以外に、インターネットブログ、ツイッター、ユーチューブなど新しい媒体を積極的に活用して偽造商品に対する消費者認識向上を強化する計画である。

第2章 国内・国外の知的財産権の保護強化

第1節 国内知的財産権の保護活動の強化

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 パク・ノイク

1. 特別司法警察権を通じた偽造商品取締り強化

イ. 推進背景

昨年のスイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力評価資料によると韓国の知的財産権保護水準は、全体58ヶ国の中32位と発表された。韓国が世界10位圏の経済大国と共に産業財産権(特許権、デザイン権、商標権など)出願は、世界4位の知的財産強国であることを勘案すると、知的財産権保護分野はみすばらしいものである。韓国知的財産権保護水準が、このように低く評価された原因は、国内における偽造商品流通及び海賊行為が根絶されないためである。国内に偽造商品が氾濫すると健全な商取引秩序が崩れて国家ブランド失墜による輸出競争力減少及び外国人投資萎縮など国家経済全般に深刻な副作用を招くことになる。

特許庁は、国会及び検察などの関係機関に商標権特別司法警察創設必要性を着実に提起して「特別司法警察権」確保のための法律改正を法務部に正式に要請した。このような努力の結果、昨年4月、特別司法警察権を特許庁に付与する法律案が通過され、特許庁が偽造商標関連犯罪を直接捜査することができるようになった。特許庁は、昨年9月「商標権特別司法警察隊」をスタートさせ、3の地域事務所に19人の取締り人材を配置し、偽造商品取締りのための基盤を強化した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は、2010年一年の間、偽造商品について強力な取締り活動を行って偽造商品事犯60人を刑事立件し、偽造商品3万点余りを押収した。特に昨年9月商標権特別司法

警察隊がスタートした以後、45人を刑事立件して2万8千点余りの偽造商品を押収した。このように特司警導入後、取締り実績が急増した理由は、商標権特別司法警察隊が偽造商品取締り捜査に専念しながら小規模零細販売業者より、偽造商品製造工場及び大規模流通業者に対する取締りに注力した結果である。

＜表IV-2-1＞偽造商品の取締り現状

(単位：人、点)

区分		特別司法警察件の導入前 (2010.1～8)	特別司法警察件の導入後 (2010.9～12)	計
刑事立件	人数	15	45	60
	押収	2,860	28,629	31,489

押収物品は有名ブランド商品を模倣した装身具、衣類、履物類がほとんどであり、正規商品市価で換算すると100億ウォンを越える金額である。

＜表IV-2-2＞2010年の主要品目別の取締り実績

(単位：件)

区分	かばん類	時計類	履物類	メガネ類	衣類	装身具類	その他	合計
数量	1,883	26	1,580	56	3,549	5,565	18,830	31,489

ハ、評価及び発展方向

特許庁は、特別司法警察権を確保したことにより、関連機関との合同取締りのみ、依存せず、独自に偽造商品に対する強力な取締りを体系的に推進することができるようになった。商標権特別司法警察隊は、オンライン・オフラインを縦横無尽して猛威を振っている偽造商品の根絶のため、常習・慢性的な製造・流通業者に対する特別取締り、偽造商品流通頻発地域に対する集中取締り、有望中小企業や郷土ブランド侵害など主要イシューを反映した企画捜査及びオンライン偽造商品流通に対する追跡捜査などを強力に推進する方針である。

＜図IV-2-1＞偽造商品の取締り写真



2. 偽造商品の通報褒賞金制の運営

イ. 推進背景

米貿易代表部(USTR)では、1989年から毎年各国の知的財産権保護状況について審査をして「スペシャル301条報告書」を作成・発表し、自国の通商圧力手段として活用している。韓国は、その間監視対象国(Watch List)に分類されてきたが「2009年から昨年までは2年連続監視対象国目録から除外された。このような結果は、国内偽造商品流通と海賊行為根絶のため全政府レベルの持続的な努力の結果である。

偽造商品流通根絶のためには、関係機関の強力な取締りが必要であるが、国民の意識転換と民・官協力が伴わなければ、限界がある。特許庁は、2006年から偽造商品の不法性について国民の認識向上と偽造商品流通行為に関する通報活性化を図るために「偽造商品通報報賞金制」を運営している。

通報対象は偽造商品の製造業者、流通販売業者であり、誰でも通報できるようにしたが、通報は信頼性を確保するため実名通報を原則としている。実施の初年度である2006年には計107件の偽造商品の通報者に対して3億2,300万ウォンの褒賞金を支給した。摘発された偽造商品による被害総額は、正規品の価格を基準に換算すると約3,43

0億ウォンに上がった。2009年には、計195件の偽造商品の通報者に対し、2億4千万ウォンの褒賞金を支給した。摘発された偽造商品による被害総額は、正規品の価格を基準に換算すると2,822億ウォン、2010年には、186件に2億ウォンの褒賞金を支給し、摘発された偽造商品による被害総額は、正規品の価格を基準に換算すると3,063億ウォンに上がった。

2010年度に支給された褒賞金を類型別に調べてみると、卸・小売流通の通報が117件（107百万ウォン）、インターネット販売の通報が12件（8百万ウォン）、倉庫保管の通報が17件（26百万ウォン）、製造工場の通報が42件（59百万ウォン）であった。

<表VI-2-3> 類型別褒賞金の支給現状(2006～2010)

(単位：件、百万ウォン)

区分	細部類型	2006		2007		2008		2009		2010	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売流通	48	146.5	30	68.2	34	93	77	101.5	117	107
	インターネット販売	19	41.3	10	20.6	19	40	20	17	12	8
	倉庫	5	17	11	44	14	43.5	19	27.5	15	26
	計	72	204.8	51	132.8	67	176.5	116	146	144	141
製造業者	製造工場	35	118.3	38	117.2	17	43.2	79	103.6	42	59
合計		107	107	323.1	89	250	84	219.7	195	249.6	186

ハ. 評価及び発展方向

偽造商品通報褒賞金制の運営を通じて国民の自発的な通報を誘導すし、偽造商品流通に対する強力な取締りを効率的に推進できる民・官協力体制を構築でき、偽造商品の不法性及びその弊害の深刻性を国民に広く知らせることが出来る土台を設けた。偽

造商品通報褒賞金制の運営に必要とされる費用に比べて、それによって押収される偽造商品正規商品価額がはるかに多いので、偽造商品通商褒賞金制は、偽造商品流通根絶のために必要な制度であり、今後も発展させていかなければならない政策である。

第2節 新知的財産権の保護強化

1. 営業秘密保護のための基盤作り

産業財産政策局 産業財産保護チーム 施設事務官 グ・ボンチョル

イ. 推進背景及び概要

北米自由貿易協定 (NAFTA) によって営業秘密保護が国際協定では初めて明文化されて以来、WTO体制の発足などにより、技術や知識が重要な生産要素となり、韓国でも営業秘密保護制度を導入した。

現在、営業秘密を産業財産権のような権利の形態として保護するというよりは、他人の努力と成果に便乗し、不当な利益を取得する行為を禁止する不正競争禁止の法理によるものであり、健全な競争秩序を確立するためのものである。また、新しい技術上または経営上の情報開発の意欲を鼓吹させ、研究・開発活動を促進させる一方、技術移転過程などで発生する可能性のある秘密漏洩を事前に予防し、国内企業間または国家間の技術移転をスムーズに行わせる機能を持つ。これにより、特許権や著作権による保護が難しい技術的情報、秘密としている管理秘訣などの経営上の情報、営業上のアイデアなども法的保護ができるよう、特許制度と著作権制度を補完している。

ロ. 推進内容及び成果

韓国は、1991年12月31日に不正競争防止法を改正し、営業秘密保護制度を導入した。営業秘密の定義、侵害行為の類型や侵害行為の禁止、予防請求権、損害賠償請求権及び信用回復措置請求権などの民事的規制手段、職員がその企業特有の生産技術に関する営業秘密を第三者に漏らす行為に対する刑事的規制手段及びこれに対する親告罪の構成などがその内容である。

その後、1998年に半導体国外流出事件を契機に法律の名称を「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に変更し、損害賠償請求時に侵害者が得た利益額を請求人の損害額として推定できるようにした。また、営業秘密を海外に流出した者を加重処罰し、前職の役・職人が第三者に漏らした場合も処罰するなど、営業秘密侵害行為に関する刑罰規定を大幅強化する法律改正を行った。

一方、韓国の電子及び半導体分野などの先端産業技術が日々発展するに依り、先端分野の営業秘密が国内企業または外国に流出する事例が増加している。そのため、不当に得た利益の回収ができるよう罰金の上限額を調整し、営業秘密範囲の拡大、親告罪の廃止、未遂・予備・陰謀罪の新設など、大幅に補強した。

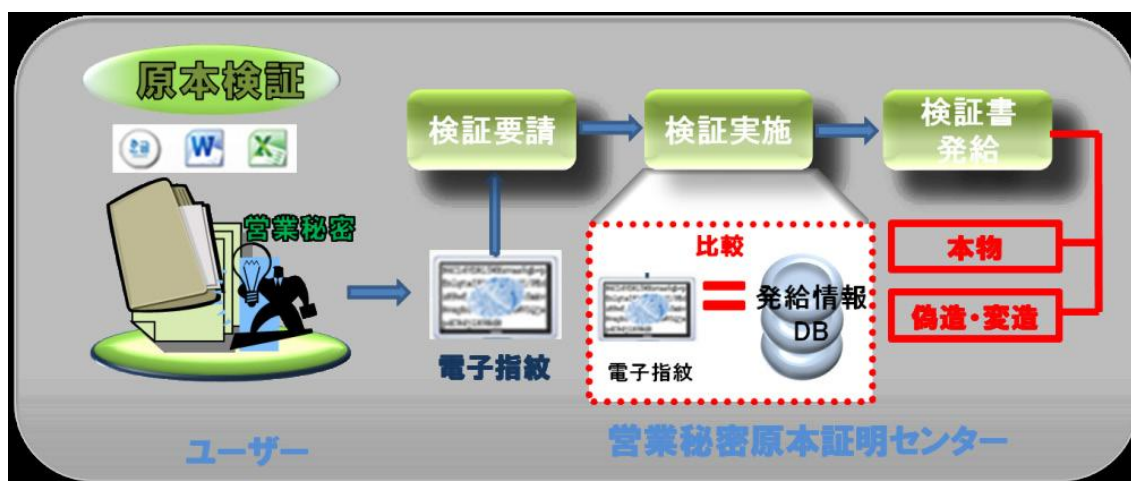
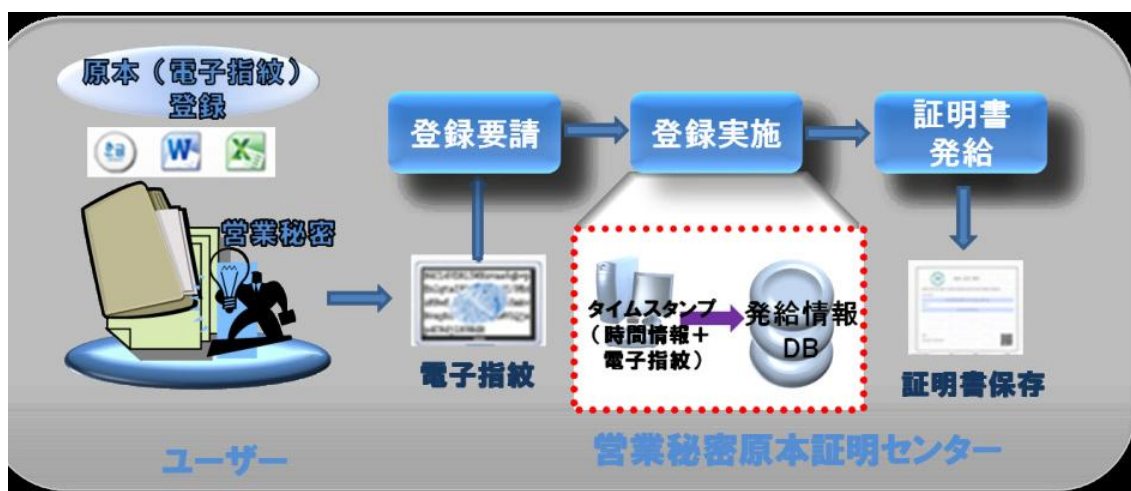
2007年12月に国外に営業秘密を流出する行為の量刑を増やす内容として法律を改正し、2008年3月現在、営業秘密の国外流出は10年以下の懲役または財産上の利得額の2倍以上10倍以下の罰金、国内流出は5年以下の懲役または財産上利得額の2倍以上10倍以下の罰金の刑罰規定や民事的救済手段として企業の営業秘密を保護している。

また、不正競争行為及び営業秘密侵害行為に関する訴訟の準備書面、証拠調査など訴訟手続きによって分かる企業の営業秘密に対して裁判所が当事者に秘密維持命令を賦課することができる改正案が2008年11月、国会に提出された状態である。

特許庁では、営業秘密保護を強化するため、2010年に営業秘密T/Fを構成し、営業秘密侵害事実に対する立証負担を緩和するための営業秘密原本証明サービスを韓国特許情報院により2010年11月に開通した。

原本証明サービスは、営業秘密である電子文書から抽出した固有電子指紋と公認認証機関の時間情報を合わせてタイムスタンプを生成し、それを国家公認機関に登録することにより、営業秘密情報の外部流出なしで営業秘密侵害の際、営業秘密の原本存在及び保有時点を立証できるサービスである。

<図IV-2-2> 営業秘密原本証明サービスの利用プロセス図



また特許庁は、営業秘密侵害行為を事前に予防するため、「営業秘密保護ガイドブック」などの案内物を配布するなど、営業秘密保護制度に対する広報を強化している。また、企業の認識向上のため、国際知的財産研修院・地域商工会議所による教育を継続的に行っている。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は、営業秘密保護強化のために2011年に法曹界・学界・産業界の専門家で構成された営業秘密保護制度改善協議会を運営し、裁判過程における営業秘密漏洩防止、営業秘密定義規定の再検討など、営業秘密保護制度の改善を推進しており、企業の営業秘密管理を支援するため、セミナーを開催して業種別特性に合う営業秘密管理マニ

ュアル及びオンライン教育コンテンツを製作して配布する予定である。

また、企業の営業秘密管理システムについてコンサルティング及び紛争の際に法律コンサルティングを強化し、営業秘密保護制度に関する教育及び広報を強化して企業の営業秘密管理能力の向上のために努力する予定である。

2. 半導体設計財産の振興

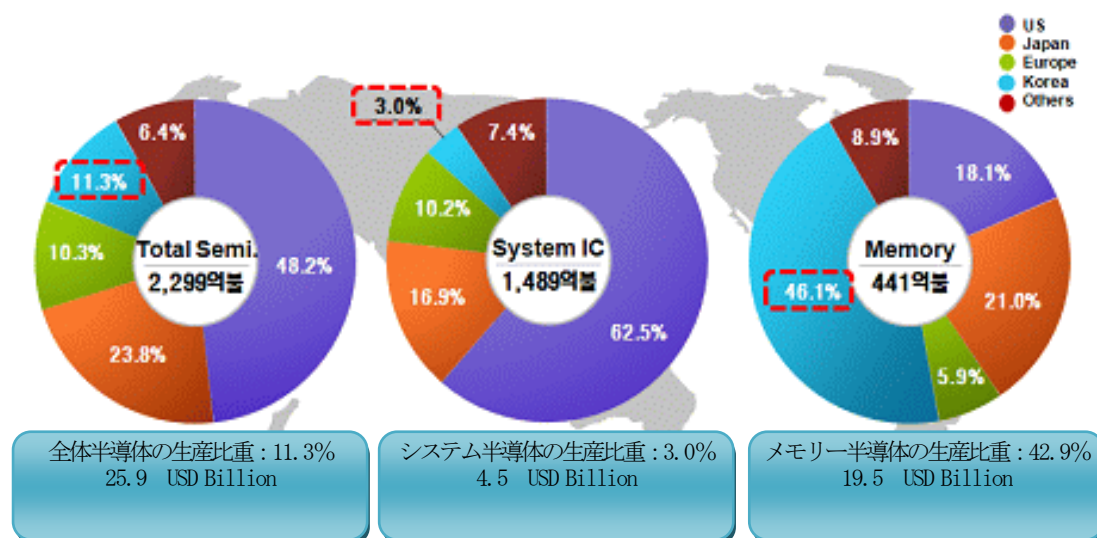
電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 放送通信事務官 イ・サンドン

イ. 推進背景

国内半導体産業は、2009年2,299億ドル規模で過去50年間に平均13%とのまぶしい成長を繰り返しており、世界電子産業の約23%を占めている重要産業領域で、米国、日本に続き世界3位の高い地位を占めている。

しかし、世界3位の半導体強国という認識とは違い、韓国半導体産業はメモリー半導体に偏重され、世界半導体市場の約70%を占めるシステム半導体分野では、3%に過ぎない比重を持っている実情である。

<図IV-2-3> 世界半導体市場の国家別の占有率



[世界市場(2,299億ドル):システムIC(1,489億ドル)、メモリー(441億ドル)、個別素子(152億ドル)、光半導体(178億ドル)、センサー(39億ドル)]

* 資料:iSuppli, KSIA 2010

加えて適時に市場に進入するTTM(time to market)が、SoC製品の重要成功要因となり、SoC設計技法が半導体IPを再使用する「ブロック基盤設計技法」に変化している。従ってシステム半導体産業で需要が多く、動作が検証された半導体IPの確保は、最も重要となった。

しかし、韓国の場合、技術レベルや半導体IPに対する市場形成が不十分であり、SoCに必要な半導体IPを外国企業とライセンス契約で輸入し、自主開発している状態である。このような状況は、国内企業において、ロイヤリティー支給による設計費用増加と自主開発による製品のTTMを合わせることができない問題点で現れている。

特許庁では、システム半導体産業の核心である半導体IP基盤造成のため、核心半導体設計財産の創出、流通、教育事業と半導体設計財産の流通促進基盤造成事業が含まれた半導体設計財産振興事業を進行している。

1) 核心半導体設計財産創出・支援事業

核心半導体設計財産創出事業は、システム半導体分野の核心のエンベッディッドプロセッサ開発支援事業であり、2008年第1段階事業が完了され、2009年から第2段階事業が進行中である。

第1段階事業は、KAISTが総括主管機関となり、300MHzエンベッディッドプロセッサ(Core-A⁴⁷)、コンパイラー、Debugと4つの周辺技術及び2つの応用課題を開発した。

⁴⁷ 第1段階事業で開発されたエンベッディッドプロセッサの名称

＜表IV-2-4＞核心半導体設計財産創出第1段階事業の開発分野(完了)

＜核心半導体設計財産及び設計環境＞		＜模範活用事例＞開発	
3次年度 (2008年)	＜核心課題＞ 総4細部課題 1. Embedded processor & On-Chip Bus -KAIST(パク・インチョル) 2. Compiler & OS開発/ポテン -全北大(イ・ゾンリョル) 3. In-Circuit Emulation & Debug System -釜山大(パク・ジュソン) 4. DSP & FPU -アステル(リュ・ハヨン)	＜第1応用課題＞ Core-A及びPeripheral IPを基盤とするMobile De Vice 共有プラットフォーム-ソウル大(チャン・レヒョク)	＜第2応用課題＞ 監視用IP Cameraシステム -ハイバス(チョ・ソンチル)
2次年度 (2007年)		＜周辺課題＞ 5. エンベディドプロセッサ用Peripheral IP -KAIST(キョン・ジョンミン) 6. LCD Controller Memory Controller -ソウル大(チャン・レヒョク) 7. USB Controller-建国大(チョ・ヨンボム) 8. CAN Controller-全北大(イム・ミョンソプ)	
1次年度 (2006年)			

第2段階事業は、第1段階事業で開発されたプロセッサの拡張(マルチコア)及び安定化作業とCore-Aを利用した多様な応用技術開発を推進しており、第2世代高性能エンベディドプロセッサ(Core-A2G)とコンパイラ、Debugなどの周辺技術開発を2009年から進行して2011年に完了する予定である。

また、技術開発事業と共に、第1段階事業により創出されたエンベディドプロセッサの流通のため、2009年Core-A支援センター(主管:エイディチップス)を開所してCore-Aの使用環境改善と技術支援を行い、Core-Aが搭載されたTLi社のTiming Controller(T-Con)が2011年に商用化される予定である。

またCore-Aに対するユーザー拡大と認識向上のため、2008年にIDEC(KAISTの半導体設計教育センター)を専門委託教育機関として選定し、大学の正規講座運営及びこれに

必要なCore-A専門講師poolの構成、実習機資材と実習プロジェクト開発などの支援活動を遂行しており、Core-Aを利用した多様な技術開発を奨励するため2009年から毎年Core-Aコンテストを開催している。

＜表Ⅳ－２－５＞核心半導体設計財産創出第2段階事業の開発分野(進行)

事業分野	第1次年度(2009)	第2次年度(2010)	第3次年度(2011)
第2世代 核心IP 及び設 計環境 の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・第2世代エンベッデイド プロセッサIP創出 -構造決定 -architecture manual命令 語集合設計 -instruction set manual -ISS(Instruction Set Simulator) -C0プロセッサインターフ ェースの定義 ・マルチコア プロセッサ IP創出 -Interconnect構造設計 -L2 cache interface -DRAM controller設計 ・第1世代エンベッデイド プロセッサ用コンパイラー 創出 -1段階結果最適化及び性能 改善 ・第1世代OSポテイング -1段階結果安定化及びポテ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2世代エンベッデイド プロセッサIP創出 -合成可能なRTLモデル -キャッシュコントローラ ー -電力管理ユニット設計 -オンチップclock generat or ・マルチコアプロセッサIP 創出 -合成可能なRTLモデル -interconnect、cache、 interface -DRAM controller ・第2世代エンベッデイド プロセッサ用コンパイラー 創出 -JaVaコンパイラー ・第2世代OSポテイン グ -リアルタイムOS安定化及 びポテイング ・第2世代on-chipDebugシス 	<ul style="list-style-type: none"> ・2世代エンベッディ ドプロセッサIP創出 -Soft、Hard IP完成 -教材及びマニユア ル ・マルチコア プロセ ッサIP創出 -Soft、Hard IP完成 -教材及びマニユア ル ・第2世代エンベッデ イドプロセッサ用コ ンパイラー創出 -最適化及び無欠性 検証 ・第2世代OSポティン グ -リアルタイムOS安 定化及びポテイング ・第2世代on-chipテ ィボゴシステムIP創 出

	イング ・第1世代on-chipティボゴ システムIP創出 -第1段階結果最適化及び性能改善	テムIP創出 -C/C++ソースコードDebug -アセンブリコードDebug	-JTAG基盤Debug -命令語定義 -In-Circuit emulator創出
応用システム	・第1段階事業結果(Core-Aプロセッサ)を活用したシステム開発 -システム開発及び検証	第1、2段階事業結果を活用したシステムの開発 -システム開発及び検証	第1、2段階事業結果を活用したシステムの開発 -システム開発及び検証

<表IV-2-6>Core-A教育支援現状

講義教材の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ Core-A開発ボードの活用法:627冊 ・ Core-A Computer Architecture and Design(パク・インチョルあの):238冊 ・ Core-Aプロセッサを活用したプラットフォーム設計:351冊 ・ 半導体配置設計関連知識財産権:185冊 ・ VOD講座製作:5件
実習教材の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育用実習ボード:170set ・ 研究用実習ボード:6set ・ Addon Board:170set
講座開設の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師Pool構築: 専門講師17人、一般講師30人、法制講師7人 ・ 公開講座7件(145人)、セミナー1件(13人)、訪問講座10件(245人)、協約大学の大学正規講座開設18件(637人)

<表IV-2-7>第2回Core-Aコンテストの開催結果

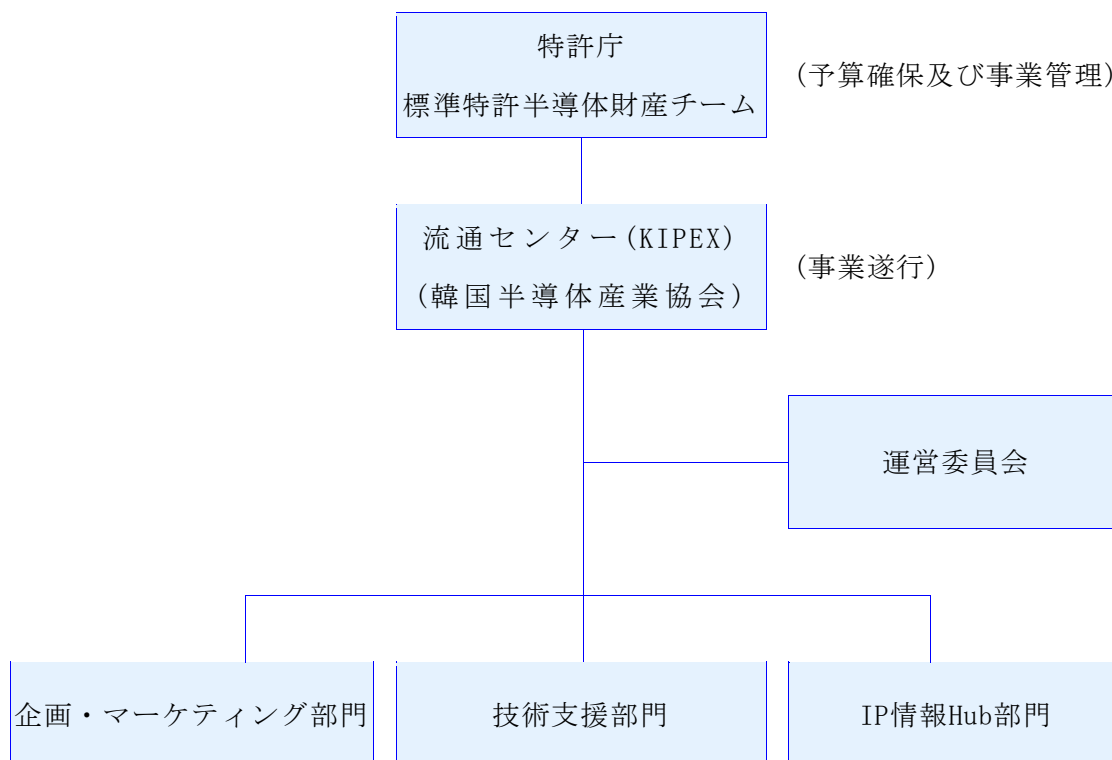
開催日付	テーマ	備考
2010.11.18	Smart Beam Projector	最優秀賞

(大田、DCC)		(特許庁長賞)
	Single Cameraを利用した3D映像の抽出	優秀賞
	Smart Input DeVice	TLI賞
	Core-A Power Simulator	シリコンウォクス賞
	Depth camera using Core-A	INCテクノロジー賞

2) 半導体設計財産の流通支援基盤事業

半導体設計財産流通支援基盤事業は、2001年KAISTが事業主管機関として選定され、半導体IP流通システムの基礎作業を行ったが、2006年から事業主管機関を専門性が高い韓国半導体産業協会の半導体設計財産流通センター(KIPEX)に変更して顧客指向多需要半導体IP、優秀IP企画・発掘と半導体IP流通総合情報体系強化及び半導体IP取引活性化支援などの多様な流通支援事業を行っている。

<図IV-2-4> 半導体設計財産流通基盤造成事業の推進図





2010年には、2009年下半期半導体業界対象の需要調査で「多需要IP群」に選定された半導体IP、5件についてfoundry検証作業を実施し、流通のための技術信頼度を確保した。また、半導体IP-DB拡充、IP評価及び検証システム構築などの総合的な流通システム設計と半導体IPに対する標準価格を選定して企業別IP保有現状と需要調査を通した両方向IP情報ハブ構築作業を進行して、2010年に計46件の半導体IPの企業間実取引を成功させた。

3) 大韓民国半導体設計大会

大韓民国半導体設計大会は、2000年に第1回大会が開催された後、2008年「大韓民国半導体設計公募展」から「大韓民国半導体設計大会」に、大会名称を変更して商用可能な設計作品を包括することができるように拡張した。また、2002年に国務総理賞を新設し、2005年には、大統領賞を新設、2009年には教育科学技術部長官賞を新設して韓国における半導体設計大会の中に最も大きい規模の大会となり、2010年には、計45チームが多様な分野の半導体設計作品を提出して大統領賞に韓国電子通信研究所が選定された。研究所5チーム、大学7チーム、企業2チームが優秀半導体設計作品として選ばれた。

ハ. 評価及び発展方向

半導体設計財産振興事業は、現在の外国でほとんど輸入に依存していたプロセッサ市場に、国内技術で開発されたエンベディドプロセッサが搭載された製品を商用化させることにより、国内半導体IPの可能性を立証した。また、Core-A技術支援事業を通じて開発されたIPが、必要企業に安定的に適用され、国内半導体IPに対する信頼度を向上させた。

また、核心半導体IPポートフォリオを樹立し、核心半導体IP群の選定と半導体IP総合情報体系の強化及び半導体IP技術検証を通じて半導体IPが取引されることができると実質的な取引環境を構築した。同時にCore-Aを中心にした多様な半導体IP教育プログラム運営と大韓民国半導体設計大会、Core-Aコンテストなどの多様な振興事業を行い、半導体設計財産振興事業は、国内半導体IPに対する流通活性化及び認識変化に大きい役割を行っている。

今後の半導体設計財産振興事業は、Core-Aに対する流通支援方針を拡大し、多様な製品群に国内プロセッサが無料で搭載されることができると環境を作り、外国企業に支給されたロイヤリティーを研究開発に使用できる好循環構造を確立させることである。また、核心半導体IP支援方針を樹立して企業が必要とする半導体IPに対する財政及び技術支援と体系的な教育を通じて半導体IPが必要製品に、適時で安定的に適用されるように支援する予定である。

第3節 海外知的財産権の保護の強化

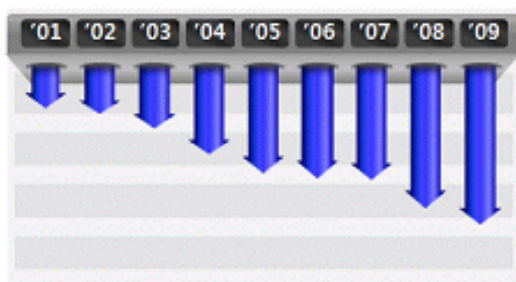
1. 海外における知的財産保護の必要性

産業財産政策局 産業財産保護チーム 技術書記官 キム・ギリョン

最近、韓国は、急変する環境の変化の中、企業経営に困難を強いられている。中国の経済飛躍、為替レートの問題、油化の変動などの危機要因があり、前代未聞のグローバル金融危機まで乗り越えないとならない実情である。韓国が輸出中心の経済体制である点で、最近の対外経済環境変化の重要性は非常に大きいと言える。

特に、グローバル技術競争が深刻化され、保護貿易の主要手段として反ダンピング提訴、特許侵害を根拠とした輸入禁止などの強力な水際措置に変化している⁴⁸。先進企業より、基礎固有技術についてのロイヤリティー要求と積極的な特許訴訟提起など知的財産権攻勢を強化して後発企業を牽制するなど、知的財産権競争が激しい状況であり、核心・源泉特許の不足により、技術貿易収支赤字の規模が持続的に増加している状況であるので、輸出基盤型の韓国経済で知的財産権の重要性は大きくなっている実情である。

<表IV-2-8> 技術貿易収支赤字の推移及び主要国の技術貿易収支のシェア



< 技術貿易収支赤字の推移 (2010、教科部) >

< 主要国の技術貿易収支のシェア (2010ECD) >

⁴⁸ 米国の場合、反ダンピングを通じた貿易制裁は1998年以後、平均2%減少した一方、特許侵害を根拠とした輸入禁止決定は平均15%増加している傾向(2009、米国ITC)

最近、韓国企業の技術力及び商品の認知度が高まり、中国をはじめ開発途上国による韓国の企業の知的財産権の侵害が急増している。

海外における韓国企業の知的財産権侵害は、国際競争力を確保する際の障害要因として作用するだけでなく、侵害品の粗雑さ及び品質問題は自国企業の国際的信頼度や韓国の製品に対する評判の低下及び販売収益率の減少に繋がる重要な国家的問題として浮上してきている。特に、中小企業の場合、海外で知的財産権侵害が発生しても、専門人材が不足し、莫大な訴訟費用を充当できないため、手の打ちようがなく、侵害を受けているという実情である。

したがって、韓国企業、特に中小企業が海外投資を通じて積極的に国富を増進できるよう、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、侵害発生時には積極的に支援する必要がある。

2. IP-DESKを通じた知的財産権支援の強化

産業財産政策局 国際協力課行政事務官 ジョン・イルナム

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、海外に進出した韓国企業の海外知財権保護を目的に海外IP-DESK事業を運営している。2008年には、知識經濟部と特許庁が共同運営した。また、2009年からは、特許庁が中国の北京・上海・青島・広州・瀋陽、ベトナムのホーチミン、タイのバンコクの7地域のすべてIP-DESKを運営している。特に2010年より、事業運営体系を二元化してKOTRA(中国北京・上海・青島・広州)が4所を、韓国知識財産保護協会(中国瀋陽、タイ、ベトナム)が3所を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

海外における知財権保護のためには、先に現地で韓国企業の知財権を確保して、そ

れに関する侵害の発生如何について正確に調査・把握する必要がある。知財権の確保のためには、現地の弁護士又は弁理士などの知財権専門家に、知財権の隘路相談、商標出願及び登録費用の支援、説明会の開催、情報提供などの事業を推進しており、細部事業別の定量的な支援件数は2009年比で飛躍的に増加した。特に侵害調査支援を通じて、計5.8億ウォンの模倣品を没収した。

* 知的財産権相談:754件(2009年) → 1,335件、77.1%増加(2010年)

* 商標出願支援:221件(2009年) → 355件、60.6%増加(2010年)

* 侵害調査支援:5件(2009年) → 25件、400%増加(2010年)

また、グローバル韓商大会(2010年7月、瀋陽)及び広州Canton-Fair(2010年4月、10月)に説明会及びIP-DESKブースを設置して勧告企業の知的財産権問題解決を支援した。また、中国国家知識財産権局特許審査官を招請し、韓国の企業の最新技術を説明(2010年11月)し、韓国企業の特許登録率を向上した。また、中国執行公務員を対象に韓国企業の正規品と模倣品を区別することができるように韓国企業の需要調査を受け、説明会を開催(2010年10月)した。

中国はいわゆるクァンシ(コネ)が重視される文化なので、現地の知的財産権関連機関との協力チャンネル構築及び関係形成のため、現地で知的財産権の執行権限がある行政機関(共商行政国、税関)、公安部を個別企業と韓国特許庁が訪問して(民官合同ミッション団の派遣)韓国企業のジレンマを伝達し(2010年11月)、中国公務員を韓国に招請した(2010年12月)。

韓国から中国に進出する企業を対象に「韓・中知的財産権保護戦略フォーラム」(2010年10月)を開催して中国での知的財産権紛争の事前予防及び保護のための対応戦略説明会を開催し、1:1の個別コンサルティングを支援した。

ハ. 評価及び発展方向

中国・ベトナム・タイなど知財権法律の歴史が比較的短く、全般的に知財権の保

護意識レベルが低い。また、取締担当機関との人的ネットワークが必要な地域では、現地知財権の権利化を支援し、個別の民間企業がアクセスし難い政府機関とネットワークを作るのは、相当実効性があると評価される。

今後とも特許庁は、韓国企業の海外知識財産の保護レベルを高めるため、KOTRA及び韓国知識財産保護協会などの関連機関と協力して韓国企業の海外知財権の保護レベルを強化し、輸出競争力をアップグレードし、輸出競争力を向上するための各種の施策を推進し続ける計画である。

3. 企業の国際特許紛争対応能力の向上

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 ガン・ギョンサン

イ. 推進背景及び概要

最近の先進国と韓国企業の特許紛争状況をみると、2004年から2010年まで687件と調査された。しかし、国際特許紛争の事例は企業秘密に扱われる場合が多く、企業が公開をしない傾向があり、実際にはもっと多いと予想される。

<表VI-2-9> 国家別の国際特許紛争現状

(単位：件、年度：2004年～2009年)

国家	米国	日本	台湾	フランス	中国	英国	その他	計
外国企業→韓国企業	319	74	19	17	4	9	57	499
韓国企業→外国企業	91	36	12	8	17	1	23	188
合計	410	110	31	25	21	10	80	687

*外国企業：本社の国籍基準

このように国際特許紛争が頻発しているが、韓国企業は、大企業を除いて特許管理を正しくできていない実情である。中小・ベンチャー企業の場合、特許の重要性は認

識しているが、ほとんどの特許専門部署がなく、技術人材の特許関連知識及び技術分析能力不足により、特許紛争における対処能力が微弱である。また、先進国で訴訟を進行するためには、数百万ドルの費用がかかるが、資金が不足した中小企業としては外国で特許訴訟を行うのに限界がある。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁では、韓国企業の国際特許紛争対応能力を高め、紛争に効果的に対応することができるように次の通り支援している。

最初に、企業の国際特許紛争対応に必要な紛争関連情報を収集・加工・普及している。効果的な対応戦略樹立のためには、正確な現況把握が必須であるためである。このために特許庁では、国内外で韓国企業の知的財産権被侵害実態、韓国企業関連知的財産権紛争事例、特許管理専門会社(Non-Practicing Entity:NPE)活動現況、主要国知的財産権関連判例及び制度などを収集し、関連情報をデータベース化して企業の意志決定に活用することができるように分析している。

〈参考〉特許管理専門会社(NPE)は？

NPEは多様に定義されているが、一般的に特許を実施することもせず、実施する意図もないながら保有している特許権を行使して収益を創出する企業を意味する。

NPEは①特許権を企業体に行使してロイヤリティーを受ける攻撃型NPE、②攻撃型NPEに対応して今後攻撃を受けることになる特許を買収することによって未来特許紛争を遮断する防御型NPEで分類が可能である。

最近 이슈となっている特許怪物(Patent Troll)は攻撃型NPEの中、一部に該当する。

また、収集・分析された情報を効果的に提供するために2010年には、海外知的財産権紛争情報ポータル(IP-First、www.ipfirst.or.kr)を構築して、知的財産権保護セミナーを国内で8回、海外で6回実施した。また、毎年海外進出企業のための知的財産権保護ガイドブックを製作した。

＜表IV-2-10＞知的財産権ガイドブックの発刊現状(計17カ国、18編)

2006(4編)	2007(2編)	2008(4編)	2009(6編)	2010(2編)
ロシア、マレーシア、フィリピン、台湾	ブラジル、トルコ	英国、インド、チリ、南アフリカ共和国	米国、日本、ドイツ、中国、タイ、ベトナム	UAE、輸出企業 チェックポイント

二番目、特許紛争により被害を受けている。または被害が憂慮される韓国企業に対し、オーダーメイド型の紛争対応及び予防コンサルティングを提供している。紛争対応コンサルティングとは特許紛争が提起された中小・中堅企業の要請がある場合、特許庁の紛争対応専門家を通じ、紛争段階別対応戦略を樹立するように支援するコンサルティングである。紛争対応コンサルティングは、5千万ウォン限度内で行われ、政府がコンサルティング費用の80%を支援している。2010年度には49企業に対しコンサルティングを提供した。

紛争予防コンサルティングとは、外国購買者から特許保証要求を受けた場合、対応戦略を樹立し、製品を輸出、または海外展示会に参加する前に該当製品の特許侵害可否を分析するコンサルティングである。紛争予防コンサルティングは、4千万ウォン限度内で行われ、政府がコンサルティング費用の80%を支援している。2010年度には、29企業に対しコンサルティングを提供した。

三番目、知的財産権訴訟保険を運営して中小企業が保険を通じて事前に訴訟費用を用意できるように支援している。中小企業が保険に加入する時に保険料の80%を支援し、加入企業が権利を侵害されて訴訟を提起する場合、最大5億ウォンの保険金を支給している。支援対象は、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権などの産業財産権を保有している中小企業であり、保障地域は全世界である。2010年には計31中小企業が知的財産権訴訟保険に加入した。

ハ. 評価及び発展方向

2011年には、紛争関連情報への接近性と検索の便宜性を向上させるため、海外知的財産権紛争情報ポータルに紛争企業オーダーメイド型検索システムを構築して、すでに製作された知的財産権ガイドブックをオンラインで提供する計画である。オンラインガイドブックには、集団知性を活用できる機能を導入して使用者が、直接に修正が必要なガイドブック内容を自ら編集することができるようにして、ガイドブックの充実を図るつもりである。

また、紛争対応コンサルティングの支援対象権利を拡大して特許のみならず、商標、デザイン関連紛争にもコンサルティングを支援する計画である。商標紛争コンサルティングは、2千万ウォン限度、他の権利は5千万ウォン限度内でコンサルティングが行い、中小企業にコンサルティング費用の80%を、中堅企業にはコンサルティング費用の50%を支援する予定である。また、支援企業が速かに紛争に対応することができるように支援手続きを簡素化して支援期間を短縮する計画である。

知的財産権訴訟保険は、LIG損害保険、現代海上、東部火災を通じて加入支援を行っている。2010年と異なり、複数の保険会社を通じて保険商品を販売し、競争体制を構築して保険料が引下されるものと見られる。また、保険市場拡大及び保険加入活性化のために国内知的財産権訴訟に対応できる保険商品が開発され、パイロット運営される予定である。

第3章 国民における知的財産認識の向上

第1節 発明振興行事の開催

1. 第45回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 シン・グクチェ

イ. 推進背景及び概要

知識情報化社会における知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産好循環の構造確立は国家と企業にとって競争力の主な鍵となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産の創出を促進するためには、社会各階層に知的財産の創出底辺を拡大する法的・制度的・文化的インフラを構築しなければならない。また、それと同時に社会全般にわたって発明と知的財産の重要性に対する認識を共有することができる発明のムード作りが必要である。

韓国政府は知的財産に対する重要性を認識させ、発明の生活化を定着させるため1957年に世宗大王が測雨器(雨の量を測る器具)の発明を公布した日(1442年5月19日)を記念し、5月19日を「発明の日」の法定記念日として指定した。発明の日記念式では、発明家の士気を高めるため、功労者褒賞、発明優秀事例の発表、優秀発明品の展示など様々な行事を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2010年「第45回発明の日」記念式は、「知的財産強国、先進一流国家」というテーマの下で、国務総理と発明功労者、優秀発明企業、発明学生及び指導教師など約1,000人余りが参加した中、5月19日(水)にソウルCOEXで行われた。

記念式では発明及び特許分野に貢献してきた功労者79人に金塔産業勲章など政府褒賞があり、付帯行事として優秀事例の発表、広報映像の上映、発明大王の選定、優秀発明品の展示会などを行い、発明に関する一般人からの多くの関心と参加を誘導した。特に、この日、三星電子（株）のFull HD3D LED TVなど褒賞者などの優秀発明品10点を展示して参加者から多くの注目を集めた。

<表Ⅳ-3-1>発明の日、最近5年間の主賓の臨席現状

区分	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
主賓	産業資源部長官 ジョン・セギョン	特許庁長 ジョン・サンウ	知識経済部長官 李ユンホ	国務総理 ハン・スンス	国務総理 ジョン・ウンチャン

2004年の国務総理の臨席以後、総理以上の主賓不在で、対外広報及び行事のプレゼンス強化に困難であったが、国務総理の2連続に臨席し、発明の日のプレゼンスが強化された。

<図Ⅳ-3-1>第45回発明の日国務総理祝辞Ⅰ



<図Ⅳ-3-2>第45回発明の日国務総理祝辞Ⅱ



また、社会的に認知度を持つ有名人の寄稿文をマスコミに掲載することにより「発明の日」広報効果を極大化できる契機を設けた。

キム・ギナム三星電子社長、イ・ジェヨン延世大工科大学長、イ・ギジュン科学技術総連合会会長など有名人の発明関連寄稿文を「発明の日」の前後に推進して、これが毎日経済、東亜日報などの主要日刊紙に掲載され、「発明の日」ブームアップの造成

に一助となった。

ハ. 評価及び発展方向

2010年第45回「発明の日」記念式は、優秀発明家のため、国務総理の臨席した上、行事の質的、運営上の内容などで成功的に評価されている。

特に式前行事で水墨太鼓パフォーマンスを通じて発明メッセージ伝達効果と集中度向上との二種類効果を上げ、また、有名人の発明関連寄稿文掲載を通じたブームアップ造成、低炭素グリーン成長などの国政課題に寄与した発明有功者の積極的な発掘及び褒賞が行われ、優秀発明品展示などの多様な行事を通じて国民の参加機会を拡大する方向で行事を推進した。

<図IV-3-3> 第45回発明の日優秀発明品展示観覧



<図IV-3-4> 学生発明記者団との記念撮影



<図IV-3-5> 第45回発明の日授賞式



<図IV-3-6> 第45回発明の日発明大王授賞



2. 特許技術賞の授賞

電気電子審査局 特許審査協力課 技術書記官 ソン・ベクムン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明者の発明意欲の向上及び全国的な発明雰囲気を拡散して産業技術競争力を向上させ、さらに国家産業発展に貢献しようと韓国に登録されている特許及びデザインを対象に優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞制度を運用している。

特許技術賞は、1992年より、毎月1個の優秀発明を選定したが、1996年からは四半期別、2007年下半期からは半期別の授賞に転換した。特許技術賞の授賞規模を増やし、申請件数が増加するなど一般人の関心も増加している。

＜表IV-3-2＞授賞の種類

区分	種類	授賞数	賞金	受賞者
特許・実用新案	世宗大王賞	1	1,000万ウォン	発明者
	忠武公賞	1	500万ウォン	
	池錫永賞	2	300万ウォン	
デザイン	丁若鏞賞	1	500万ウォン	創作者

※選定審査協議会審査結果、特許技術上選定に適していないと決定した場合、奨励賞(賞金30万ウォン)を授賞する。または該当特許技術賞を選定しないことはできる。

＜表IV-3-3＞受賞マークの種類

世宗大王賞	忠武公賞	池錫永賞	丁若鏞賞
-------	------	------	------



* 奨励賞は、受賞マークなし。

ロ. 推進内容及び成果

2010年度の特許技術賞は、10の発明を選定して韓国知識財産センターで特許庁(庁長イ・スウォン)と中央日報(代表理事ソン・ピロ)が共同で授賞した。

2010年には、高い競争率を突き抜けて上半期の世宗大王賞には、リジェンプライム(株)の「細胞由来細胞外の質膜の製造方法」が、下半期の世宗大王賞には、東亜製薬(株)の「新規のオクサジオリディノン誘導体、その製造方法及びそれを有効性分とする抗生剤用薬学組成物」が選ばれた。

<図IV-3-7> 2010年度の上半期特許技術賞の授賞式



<図IV-3-8> 2010年度の下半期特許技術賞の授賞式



特許技術賞は、1992年より2010年まで263の優秀発明・デザイン（特許191個、実用新案21個、デザイン51個）を選定して授賞することによって発明雰囲気拡散に大きな貢献をしている。

ハ. 評価及び発展方向

1992年に始まった特許技術賞制度は、マンネリズムに落ちないように発明者の発明意識を鼓吹することに大きな役割をしてきた。また、2010年度に、特許技術賞に290件が応募され29:1の競争を見せるほど発明者の関心が多かった。特に、授賞者選定の時個人または、中小企業を優待する条項を置き、大企業の発明と競争する場合、実質的な均衡がとれるように運営した。2010年度にも授賞者の10人の中、個人及び中小企業が2件を占めた。

今後年間2回に授賞する関係で、優秀発明発掘に困難がある場合を備え、特許技術賞の品格に適合しない場合、奨励賞を用意し、賞の品格が落ちないように防止する予定である。また、応募期間を1月に延長して、上半期3月、下半期9月で維持して発明者が特許技術賞に応募する時期について、予測の可能性を高めて多数の発明者が応募することができるように制度を運営する予定である。

3. 発明特許大展、商標・デザイン権展及びソウル国際発明展の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 シン・グクチェ

イ. 推進背景及び概要

発明特許大展、商標・デザイン権展及びソウル国際発明展は、知財権に対する国民の認識向上及び発明ムードの拡散、国内外発明家たちの交流拡大及び国際的なネットワークの構築及び優秀発明品の販路開拓及び流通活性化にその目的がある。これまでの行事の沿革をみると、発明特許大展は1982年より毎年開催し、今年で30回目である。ソウル国際発明展は、2002年から2008年まで隔年開催したが、2009年からは毎年開催して今年で7回目、商標・デザイン権展は2006年から毎年開催し、今年で6回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

2010年度には、「大韓民国発明特許・商標・デザイン大典」及び「ソウル国際発明展」を同時開催し、国内の優秀な特許、商標、デザインのみならず、世界各国の発明品を同時に展示することで、名実ともに世界最大規模の知的財産権展示会としての面目を呈した。また、国内発明特許行事のプレゼンスを高めると同時にイメージ向上にも大きく貢献し、特別イベントとして特許活用戦略国際カンファレンスを開催することによって知財権に対する国民の認識向上及び発明ムードの拡散に役立った。

「ソウル国際発明展」は国内91社(名)160点、海外30カ国463点が展示され、世界的な発明展となった。国内外発明家たちの交流拡大及び国際ネットワークの構築にいいチャンスとなり、最初に購買相談館をパイロット運営して発明家とバイヤーの相談の場を提供することによって参加者らに発明品広報のみならず事業化実績向上に寄与した。

＜表IV-3-4＞大韓民国発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展の成果内容の要約

- ▶2010大韓民国発明特許大展、商標・デザイン権展及びソウル国際発明展
 - 2010.12.2（木）～12.5（日）[4日間]、COEX太平洋ホール
- 観覧客数：計36,732人
- * 発明特許大典：受賞品、グリーン技術製品、試作品など約150点を展示
 - ・ 技術移転及び販売契約実績126件
 - ・ 技術移転及び販売相談実績471件
- * ソウル国際発明展：36カ国651点
 - ・ 技術移転及び販売（輸出含む）契約実績：105件21億ウォン
 - ・ 技術移転及び販売（輸出含む）相談実績：1,210件
- ▶商標・デザイン権展
 - ・ 知的財産に関する各種情報、紛争事例、主要商標及びデザインなど多様な情報提供

＜図IV-3-9＞開幕式



＜図IV-3-10＞授賞式



ハ．評価及び発展方向

今回の展示会参加者とバイヤー間の購買、技術移転、投資誘致などの相談のため「購買相談館」を運営し、173件の相談実績を上げ、展示参加者に事業化機会を提供した。また、前年度まで進行されたイベント舞台を除去し、観覧客が直接参加できるカリキュアイベント、ポラロイドイベント、スタンプラリーなどを新しくリリースして高

い呼応を得た。また、事業化支援政策説明会場を運営し、技術保証基金業務の紹介、特許支援政策の紹介など多様な発明関連情報を提供して発明に関心がある約120人余りが情報を受けた。今後、購買相談会長を拡大運営して参加企業が実質的に望む取引活性化の契機となるように積極的な広報とバイヤー誘致のために努力する計画である。

<図IV-3-11>購買相談会場の写真



<図IV-3-12>グリーン技術優秀製品
展示館



第2節 女性発明振興活動の展開

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 チェ・ジョンボン

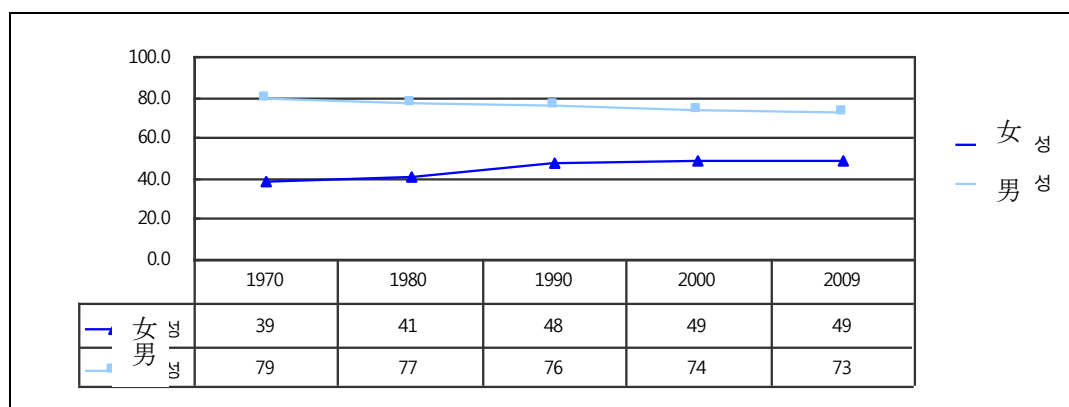
1. 女性発明家の裾野拡大及び知的財産認識の向上

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性の経済活動参加人口は着実に増加している。2009年末現在、女性の経済活動人口は10,076千人で、女性の経済活動参加率は49.2%に達している。現在韓国は小児化・高齢化による人手不足がますます深刻になりつつある状況の中で、女性人材の経済活動への参加向上のため、多様な女性発明振興事業を推進する必要がある。

<図IV-3-13> 経済活動参加率の推移

(単位：%)



資料：統計庁

発明分野で女性を対象にした生活発明という新しい分野を創り出し、女性発明人材の底辺を拡大し、成功した主婦発明企業家も輩出するための知財権教育及びインフラ構築が必要となった。

ロ. 推進内容及び成果

女性発明の底辺拡散及び優秀女性人材発掘のため、韓国女性発明協会を設立し、本格的に女性を対象とした発明振興事業を展開してきた。その結果、知的財産権説明会、女性発明コンテスト、女性発明情報誌の発刊など本格的な女性発明振興事業を展開し始めた2001年女性の産業財産権登録件数は年平均4.78%増加し、全体登録で女性が占める割合も2001年3.1%から2009年4.0%に増加した。

<表Ⅳ-3-5> 女性の産業財産権登録状況

(単位：件、%)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
特許	153	314	345	420	743	1,252	1,529	1,133	850
実用新案	1,821	1,938	1,950	1,987	1,974	1,915	211	284	240
デザイン	793	1,211	1,225	1,356	1,733	2,121	2,838	2,570	1,973
商標	1,265	1,596	2,032	2,735	3,039	3,889	3,498	3,784	2,771
計 (増加率)	4,032	5,059 (25.5)	5,552 (9.7)	6,498 (17.0)	7,489 (15.3)	9,177 (22.5)	8,076 (△ 12.0)	7,771 (△3.8)	5,834 (△ 24.9)
総登録 (占有率)	130,850 (3.1)	153,078 (3.3)	155,840 (3.6)	165,375 (3.9)	198,094 (3.8)	250,557 (3.7)	227,606 (3.5)	193,939 (4.0)	145,927 (4.0)

また、女性の産業財産権出願状況を見ると、2001年以後の知財権出願は年平均7.7%増加して、全体内国人の出願増加率である2.9%より、上回っており、全体出願で女性出願が占める割合も2001年3.9%から2009年5.7%に増加した。

<表Ⅳ-3-6> 女性の産業財産権出願状況

(単位：件、%)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
特許	1,279	1,354	1,586	1,891	2,268	2,932	3,672	3,898	4,089

実用新案	2,044	2,115	2,442	2,271	2,386	2,429	1,572	1,310	1,661
デザイン	2,159	2,149	2,226	2,342	3,178	5,911	4,807	5,615	4,764
商標	5,937	6,844	7,591	7,782	8,323	8,982	9,598	9,322	10,212
計 (増加率)	11,419	12,462 (9.1)	13,845 (11.1)	14,286 (3.2)	16,155 (13.1)	20,254 (25.4)	19,649 (△3.0)	20,145 (△2.5)	20,726 (2.9)
総出願 (占有率)	289,420 (3.9)	290,792 (4.3)	306,001 (4.5)	327,516 (4.4)	359,207 (4.5)	372,520 (5.4)	380,203 (5.2)	372,697 (5.4)	364,990 (5.7)

女性発明家の底辺拡大及び知的財産認識向上のための支援事業を以下の通り、推進している。

①全国巡回女性知財権説明会

特許庁は女性発明に対する社会的関心と雰囲気高め、潜在力のある女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体などと協力して発明に関心のある主婦、発明教室参加学生の父兄、女性教師などを対象とする「全国巡回女性知的財産権説明会」を2001年から開催している。

特許庁の審査官、発明教育現場の専門家、成功した女性発明家などを講師として構成して運営される同説明会は、知的財産権に対する概要及び事例、高付加価値創出のための女性の役割、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容として講義を進め、知的財産権に対する認識を向上すると同時に底辺の拡大に大きく貢献している。2010年度女性知的財産権説明会は合計52回開催され、4,190人が参加し、大きな反響を呼んだ。

②女性発明コンテスト開催

女性発明コンテストは、女性に斬新な創意力を発揮できる機会を提供し、更には創作アイデア啓発に対する意識を高めることで発明の活性化を図るため、既存の「女性

「発明アイデア公募大会」を統合・発展させ、2003年に初めて開催された。

2010年には一般部277件、学生部94件など計382件が出品され、この中からアイデア創出過程、独創性、実用性、経済性を総合的に考慮し、大賞(大統領賞)の他の53件対して授賞した。

③女性発明家に対する発明諮問

女性の発明アイデアを具体化し、特許出願をバックアップするため、産業財産権の無料弁理士相談、政府の産業財産権支援制度の案内及び産業財産権関連の各種諮問、特許出願時の弁理士費用の割引などを内容とする「女性弁理士諮問事業」が2004年9月に初めて施行された。2010年には無料弁理相談311件、その中43件が出願された。

④女性発明情報誌(月刊「発明する人々」)発刊

女性発明に対する日常的な情報及び発明界の各種情報の伝播、政府の知的財産権創出促進事業の紹介などのため、韓国女性発明協会の主管で2002年7月に創刊された。「発明する人々」は発明精神の向上、発明家のプライドの鼓吹及び権益の擁護、全国民的な発明生活化キャンペーンの展開、発明家と企業間の連携推進、発明企業の広報など、ホットな情報と様々なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明同好会、女性出願者及び登録者などに提供している。

ハ. 評価及び発展方向

女性発明振興事業はより多くの女性が産業財産権を持って経済活動に参加することで韓国産業発展を促進するという目標の下で展開された。創意的な女性発明家を育成・活用し、優秀な女性たちの発明出願及び事業化を支援するための様々な啓蒙及び振興事業を推進してきた。もちろんこのような条件を満たすために女性の発明に対する友好的な社会環境づくりに力を入れ、女性発明支援インフラを構築し、国家発展に女性発明家が直接参加できる基盤を整えることに重点を置いて努力した。

今後とも女性発明家の底辺拡大及び知的財産の認識向上のため、関連機関との女性人材活用の方針を図る計画である。

2. 女性発明の事業化支援

イ. 推進背景及び概要

21世紀は、土地・資本などの有形資産の競争力であった産業社会から、情報・知識に基づいた技術力・ブランドなどの無形資産中心の知的基盤社会に転換されている、すなわち知識を活用した新しい産業が新成長動力として浮上している。特に、このような状況の中で、出産減少・高齢化社会に入った韓国の場合、女性の経済活動は新しい活動主体として重要性が最も増加されている。

女性が創出した優秀発明の発掘及び権利が死蔵されず、技術事業家を通じて、利益創出に繋がる善のスパイラル構造をつくり、少なくとも技術貿易収支を改善できるだろう。

<表IV-3-7> 韓国の技術貿易の推移(1999年～2010年)

(単位：百万ドル、%)

区分	技術輸出		技術導入		技術貿易収支		技術貿易規模		技術貿易 収支比
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	
2000	201	4	3,063	14	-2,862	-369.3	3,264	13.4	0.07
2001	619	208	2,643	-13.7	-2,024	838.2	3,262	-0.1	0.23
2002	638	3.1	2,721	3	-2,083	-59.8	3,360	3	0.23
2003	816	27.9	3,236	18.9	-2,420	-337	4,053	20.6	0.25
2004	1,416	73.5	4,147	28.1	-2,731	-310.8	5,564	37.3	0.34
2005	1,625	14.7	4,525	9.1	-2,900	-169.1	6,150	10.5	0.36
2006	1,897	16.7	4,838	6.9	-2,941	-40.8	6,734	9.5	0.39

2007	2,178	14.9	5,103	5.5	-2,925	15.9	7,282	8.1	0.43
2008	2,530	16.1	5,670	11.1	-3,140	-215.2	8,200	12.6	0.45
2009	3,582	41.7	8,438	48.8	-4,856	-1716	12,020	46.6	0.4

* 出所：教育科学技術部 技術貿易統計調査報告書（2010.12）

したがって、女性発明の事業化を通じ、国家競争力の向上のため、販売ルートの開拓及びビジネスマッチング機会の提供のための世界女性発明大会、試作品製作、女性発明品博覧会などの支援が必要となった。

ロ．推進内容及び成果

①世界女性発明大会及び女性発明品博覧会の開催

世界初の大規模国際女性発明大会として、韓国が世界女性発明主導国として位置づけられることに大きく貢献した。2008大韓民国世界女性発明大会と大韓民国女性発明品博覧会を同時に開催したことで、国内の女性発明家に国際大会での受賞及び幅広い海外ビジネスマッチングチャンスを提供し、シナジー効果を創出した。2008.5.8～5.10(3日間)にCOEX太平洋ホールで実施され、世界女性発明大会の場合22カ国264点(国内100点、国外164点)が出品され、女性発明品博覧会は全部で92社、117ブースの参加、7万5千人の来場者が観覧した。

この大会でバイヤー相談は国内16,861回の総額12億9,700万ウォン、海外10,298回の総額27億3,100万ウォンを相談した。海外バイヤー相談金額が国内バイヤー相談金額の2倍以上で、良い反応を得た。世界女性発明フォーラムは2008.5.9(金)、グランドインターコンティネンタルホテルで実施されたが、30カ国の350人が参加し、このフォーラムでソウル宣言が採択された。同宣言はソウルに事務局を据える世界女性発明家協会設立を確定し、世界知的財産所有権機関(WIPO)とMOUを締結するなど、国際機関本部を韓国に誘致することにした。

2008年と2009年に続き、毎年開催される世界女性発明大会及び世界女性発明品博覧

会は、すでに第3回大会を迎えた。

第3回目の大会は、2010.5.6～5.9に、コエックスHall A(旧太平洋ホール)で開催され、30ヶ国で7万人余りが参加したし、バイヤー相談は国内19,184回、計15億ウォン、海外11,970回、計36億ウォンを相談するなど高い呼応を得た。

このような、世界女性発明大会により、全世界の女性発明家たちの国際的な連帯とネットワークを構築し、国内女性発明起業家の海外進出に向けた橋頭堡を設けることができた。また、積極的な広報活動で様々な媒体に紹介され、韓国社会に女性発明文化振興に対する重要性及び関心を高める契機となった。

②女性発明優秀事例発表会の開催

女性発明優秀事例発表会は女性の繊細な感受性をもとに斬新な発明アイデアを開発し、女性発明活動の模範となった優秀事例を発掘して紹介することで、女性の発明意欲と潜在された創意力を目覚めさせるため、1995年から開催している。

2010年度には、ソウルパレスホテルで11月3日に開催されたが、全部で58件の応募作品の中から15件が選ばれ、約200人が参加した。

③試作品製作支援事業

女性の発明意欲増進、技術開発促進及び発明アイデアの事業化支援のため、優秀な女性発明アイデアに対する試作品製作支援を2007年から実施している。産業財産権として登録されていない特許、実用新案、デザインの範疇に属するアイデアを対象に、試作品を通じて具体化できるよう支援した。2009年には、159件の申請に35件支援、2010年には、198件申請に37件を支援して事業化に繋がるようにした。

ハ. 評価及び発展方向

2010年の女性発明品の事業化支援、試作品製作支援事業と優秀事例発表会、女性発明品博覧会などを通じ、情勢発明者からいい評価を得た。

また、世界知的財産権機関(WIPO)と緊密な協力を通じて世界的な規模の女性発明大会を韓国で開催し、特許強国として大韓民国のプレゼンス向上に寄与した。また、国内・外の女性発明品を国際的に広報し、販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

女性の潜在力と創造力開発は、国家産業発展の新しい動力となることができ、女性特有の創意性とアイデアが特許として具体化され、その特許が商品化に連結されて女性発明・企業家の成功事例が数多く創出されるように女性発明の底辺拡大のために積極的な努力する計画である。